

出雲崎町 公共施設等 総合管理計画



平成29年3月
出雲崎町

目次

はじめに	1
第1章 計画の概要	3
1. 計画の概要	3
第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し	4
1. 公共施設等の整備状況	4
(1) 公共施設の概況	4
(2) 敷地の概況	7
(3) 公共施設の年次別整備量	8
(4) 公共施設の耐震化状況	9
(5) 自治体間での公共施設量の比較	10
(6) インフラの整備状況	13
2. 総人口や年代別人口についての今後の見通し	20
(1) 現状と課題	20
(2) 目指すべき将来の方向性	22
(3) 人口の将来展望	23
3. 中長期的な経費の見込みや充当可能な財源の見込み等	24
(1) 歳入	24
(2) 歳出	25
(3) 修繕・更新費の将来予測	27
(4) 公共施設等の全体将来更新費用の予測	28
(5) インフラの将来更新費用の推計	31
第3章 総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	37
1. 計画期間	37
2. 全庁的な取り組み体制の構築及び情報管理・共有方策	37
3. 現状や課題に関する基本認識	37
(1) 公共施設等の老朽化対策	37
(2) 社会環境の変化、町民ニーズの変化への対応	38
(3) 限られた財源	38

4. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	39
(1) 点検・診断等の実施方針	39
(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針	39
(3) 安全確保の実施方針	39
(4) 耐震化の実施方針	39
(5) 長寿命化の実施方針	40
(6) 統合や廃止の推進方針	40
(7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	40
5. フォローアップの実施方針	40

第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針 41

1. 町民文化系施設	41
2. 社会教育系施設	45
3. スポーツ・レクリエーション系施設	48
4. 学校教育系施設	59
5. 保健・福祉系施設	62
6. 行政系施設	65
7. 公営住宅	67
8. 公園施設	70
9. その他の公共施設	71
10. 上水道施設	73
11. 下水道施設	75

【公共施設等総合管理計画の記載にあたっての前提】

①端数処理について

本計画で取り扱う数値は、金額については単位未満で切り捨て、延床面積等については単位未満で四捨五入の端数処理を基本としているため、表記される合計は一致しない場合があります。

②調査時点について

本計画に実績値を掲載する場合、数値は、平成28年4月1日時点を基本としていますが、それ以外の情報を利用する場合は、その旨を記載しています。

はじめに

出雲崎町を含む地方公共団体は、厳しい財政状況が続く中、高度経済成長期以降に整備された公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっています。今後、人口減少や少子化高齢化社会の到来等により公共施設等の利用需要が変化していくことも想定され、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行うことで財政負担を軽減・平準化するなど、町民への公共サービス水準は維持しつつ、公共施設等の最適な質・量を管理することが求められます。

国では「経済財政運営と改革の基本方針(平成 25. 6. 14 閣議決定)」において、「インフラの老朽化が急速に進展する中、新しく造ることから賢く使うことへの重点化が課題である」とし、併せて「日本再興戦略(平成 25. 6. 14 閣議決定)」においても国、自治体レベルの全分野にわたるインフラ長寿命化計画(行動計画)を策定する考えが示され、その後「インフラ長寿命化基本計画(平成 25. 11)」が策定されました。

インフラ長寿命化基本計画では、地方公共団体はインフラを所管する者として、その維持管理・更新等を着実に推進するため、中期的な取り組みの方向性を明らかにする行動計画を策定することとされています。また、当該行動計画に基づき、個別施設ごとの具体の対応方針を定める計画として、個別施設計画を策定することとされています。

これを受け、すでに新潟県では、施設の状態を的確に把握しながら適切な維持管理、補修及び更新を計画的に実施することにより、施設の長寿命化、維持管理費用の抑制及び予算の平準化を図り、未利用施設については、売却による保有総量縮小や効率的利用を図ることを目的として平成 26 年 10 月に公共施設等総合管理計画を策定しています。

一方で、本町では厳しい財政状況が続く中で、人口減少や少子化高齢化によって今後の公共施設等の利用需要に変化が起こることが想定され、また本町の公共施設等には短い期間で一斉に整備した施設もあるため、施設の更新等に必要となる投資的経費が不足することが考えられます。また、公共施設等の老朽化が進み、今後、耐用年数を超えて補修や更新が必要となる施設が増加していくことが見込まれます。

こうした状況を踏まえ、公共施設等の現状や利用需要を把握して、将来の方針に沿って適切な長寿命化や更新を行うことで、公共施設等の効率的かつ円滑な維持管理の実現と財政負担の軽減・平準化することを目的とした公共施設等総合管理計画を策定することとします。

第1章 計画の概要

1. 計画の概要

本計画は、国のインフラ長寿命化基本計画を受け、本町の公共施設やインフラの現状を把握し、今後の修繕・更新費用の推計に基づき、将来の基本的な方針を定めるインフラ長寿命化計画(行動計画)として位置づけます。

本計画では、第5次総合計画後期基本計画の基本理念である「恵まれた自然と歴史のなかで安全安心に暮らせる町づくり」に示される以下の5つの基本方針に則り、公共施設等を総合的かつ計画的に管理することとします。

その他にも、過疎地域自立促進計画等との整合を図りつつ、人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略に示される将来の方向性に沿って立案するものとします。

その際、固定資産台帳のデータにより現状の把握を行い、施設類型別に将来の方針に沿って施設ごとの長寿命化計画を立案するものとします。

基本理念

「恵まれた自然と歴史のなかで安全安心に暮らせる町づくり」

5つの基本方針

- 1 健康で安心して暮らせる福祉のまちづくり
- 2 安全で快適な美しい環境のまちづくり
- 3 活気・活力に満ちた産業のまちづくり
- 4 夢・感性あふれる教育と歴史文化香るまちづくり
- 5 町民と協働で築くまちづくり

出典：第5次総合計画後期基本計画

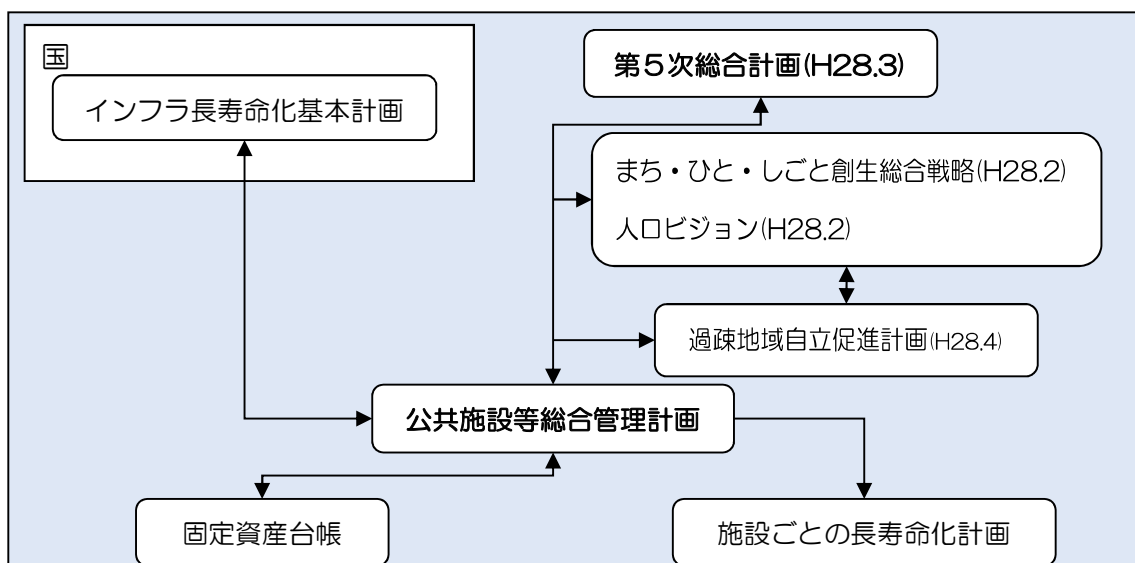


図1 本計画の位置付け

第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し

1. 公共施設等の整備状況

(1) 公共施設の概況

本町が所有する公共施設について、総務省が示す分類をもとに集計・整理した一覧は以下のとおりです。

表 1 公共施設一覧表

大分類	中分類	代表施設	敷地面積 (㎡)	総延床面積 (㎡)
町民文化系施設	集会施設	中央公民館、海岸公民館、八手地区農村環境改善センター、西越地区農村環境改善センター	42,661.35	4,478.92
社会教育系施設	博物館等	良寛堂、良寛記念館、代官稲荷神社	3,235.97	685.52
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	文化・スポーツふれあいの広場、立石ゲートボール場便所	7,993.67	5,527.09
	レクリエーション・観光施設	休憩所心月輪、ホッと情報館陽だまり、天領の里、北国街道妻入り会館	5,829.19	2,745.93
学校教育系施設	学校	出雲崎小学校、出雲崎中学校	49,432.61	9,431.78
保健・福祉施設	社会福祉施設	出雲崎町保健福祉総合センター「ふれあいの里」	13,889.28	2,532.38
	障害福祉施設	旧出雲崎小学校	6,477.00	2,014.82
行政系施設	庁舎等	出雲崎町役場	4,671.86	1,635.23
	消防施設	柏崎市消防署出雲崎分遣所、消防小屋	928.44	838.81
	その他行政系施設	井鼻地区コミュニティ消防センター、藤巻地区コミュニティ消防センター、川東地区コミュニティ消防センター	807.67	713.13

大分類	中分類	代表施設	敷地面積 (㎡)	総延床面積 (㎡)
公営住宅	公営住宅	大門第1住宅(1-20号)、小木住宅、米田住宅、大門第1住宅(33-36号他)、大門第2住宅、羽黒町住宅、石井町住宅、ひまわりハウス、特定公共賃貸住宅川西団地	13,304.41	4,850.62
公園施設	公園施設	八手児童遊園便所、石油記念公園、赤坂山公園公衆便所、芭蕉園公衆便所、尼瀬ポケットパーク公衆便所、川西児童遊園便所	5,919.29	57.98
その他施設	その他施設	沢田バス待合所、八王子倉庫(旧相澤製綿工場)、神条バス待合所、大寺バス待合所、乙茂バス待合所、港湾倉庫、大門教員宿舎、住吉町教員宿舎、出雲崎井鼻簡易郵便局、旧新津邸、旧小林宅、旧おかめ宅、旧津山邸、旧高島宅、出雲崎駅駐輪場、小木ノ城駅駐輪場、石井町駐輪場、羽黒町駐輪場、出雲崎町林産物等販売所、農林産物貯蔵施設、尼瀬油田C-2井戸保存施設、井鼻海水浴場公衆便所、漁港公衆便所、除雪車庫、除雪車格納庫、良寛堂前バス待合所	14,602.55	3,361.17
上水道施設	上水道施設	大釜谷浄水場、黒崎浄水場、新川西浄水場、小木浄水場、新吉水浄水場、上中条浄水場、松本浄水場、神条1号浄水場、神条2号浄水場	2,669.82	397.29
下水道施設	下水道施設	出雲崎地区農業集落排水処理場、松本地区農業集落排水処理場、赤坂山地区農業集落排水処理場、久田浄化センター	10,601.18	2,648.67
合 計			183,024.29	41,919.34

本町が保有する公共施設の総延床面積は、平成 27 年度当初で 4.2 万㎡弱となっています。その内訳(中分類)は、学校などの教育関連施設が 22.5%と最も多くを占めており、次いで、スポーツ施設の 13.2%、公営住宅の 11.5%、集会施設の 10.7%の順となっています。

主な学校施設としては、出雲崎小学校や出雲崎中学校があり、主なスポーツ施設としては、文化・スポーツふれあいの広場が整備されています。また、主な公営住宅としては、大門第 1 住宅やひまわりハウス等があります。主な集会施設としては、中央公民館や海岸公民館等があります。

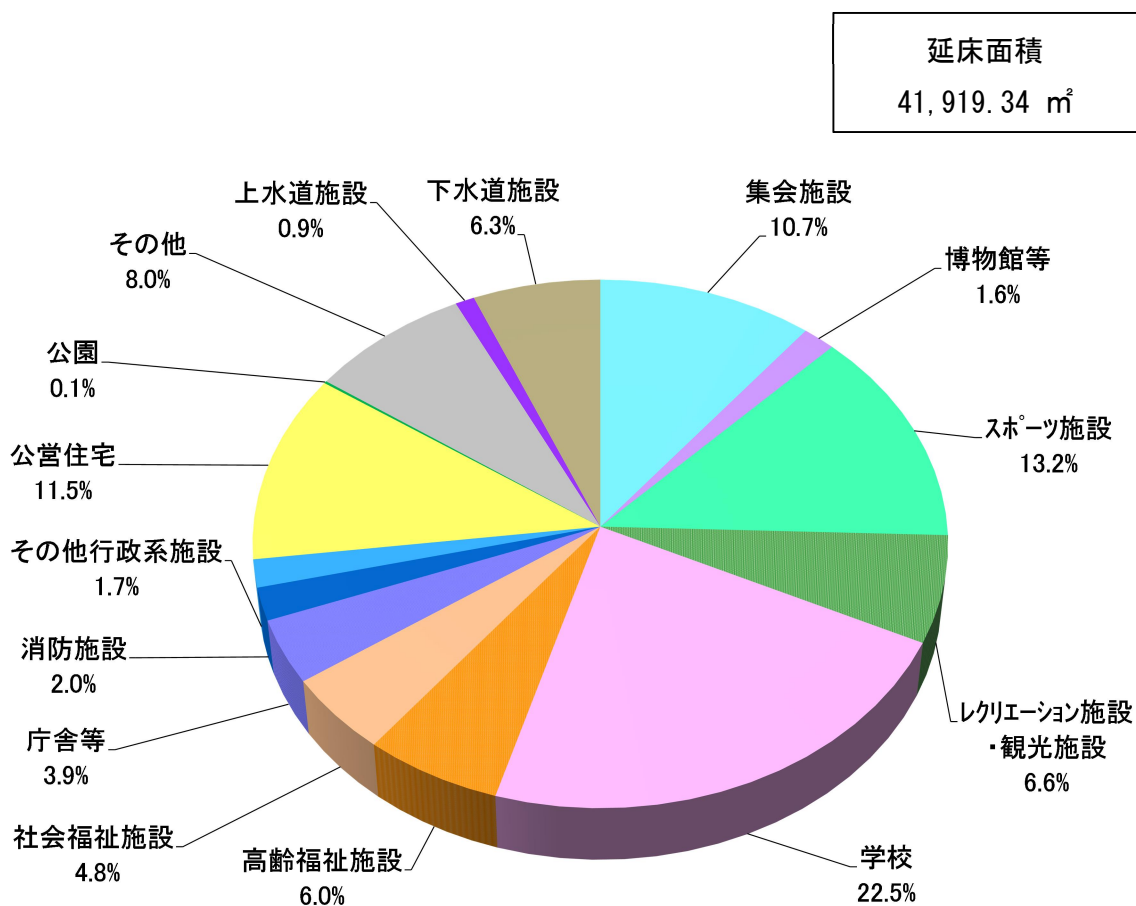


図 2 分類別延床面積の内訳(中分類)

(2) 敷地の概況

本町が所有する公共施設の敷地面積は、平成27年度当初で18.3万㎡余りとなっています。その内訳(中分類)は、学校が27.0%と最も多く占めており、次いで、集会施設の23.3%、その他(教員宿舎、バス待合所等)の8.0%、社会福祉施設の7.6%の順となっています。

主な学校施設としては、出雲崎小学校や出雲崎中学校のグラウンド等があり、主な集会施設としては、中央公民館や海岸公民館があります。その他の公共施設としては、バス待合所や教員宿舎、販売所や倉庫等があります。主な社会福祉施設としては、出雲崎町保健福祉総合センター「ふれあいの里」があります。

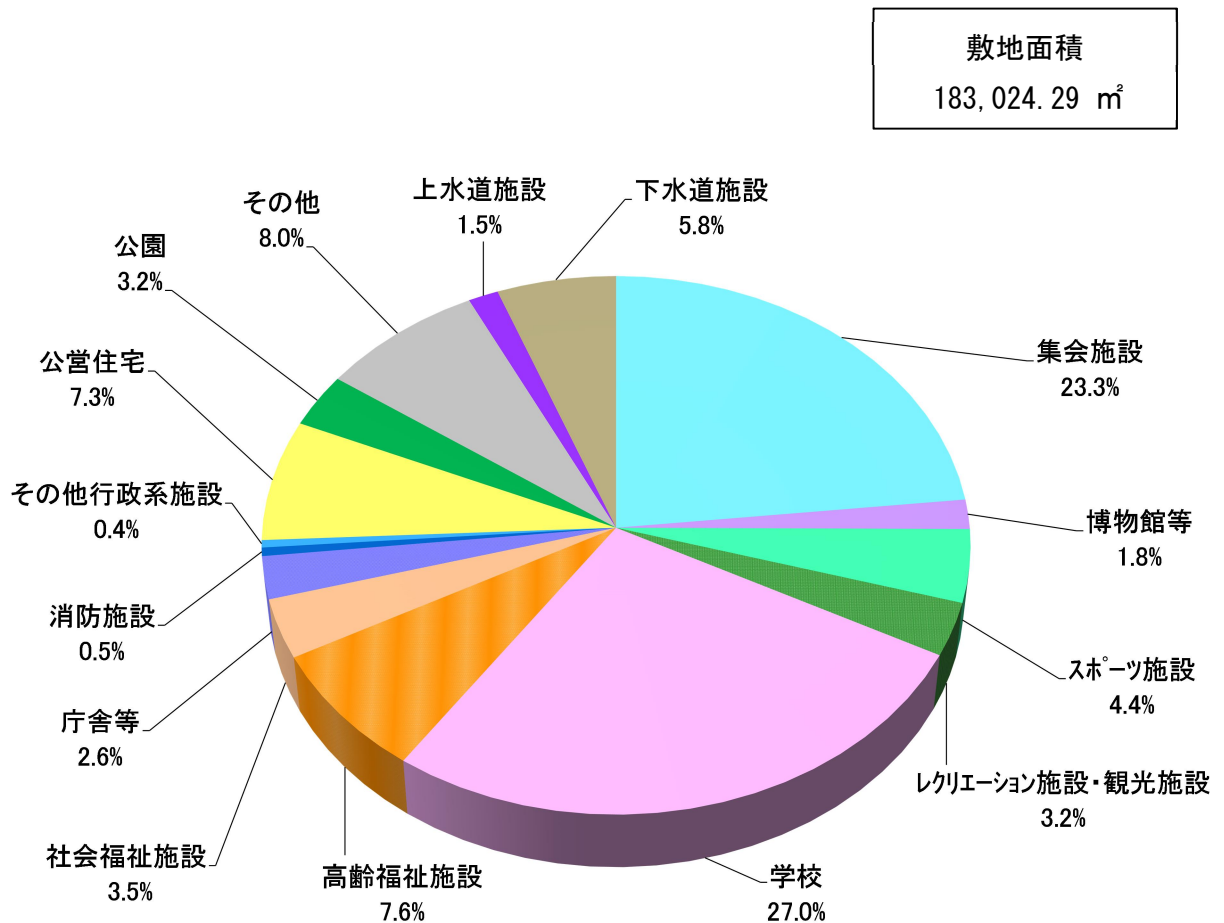


図3 分類別敷地面積の内訳(中分類)

(3) 公共施設の年次別整備量

本町の公共施設は昭和41年以降、順次整備が進められており、平成8年までに大規模な整備は終了しています。平成9年以降は、年間500㎡程度の整備量で推移しています。

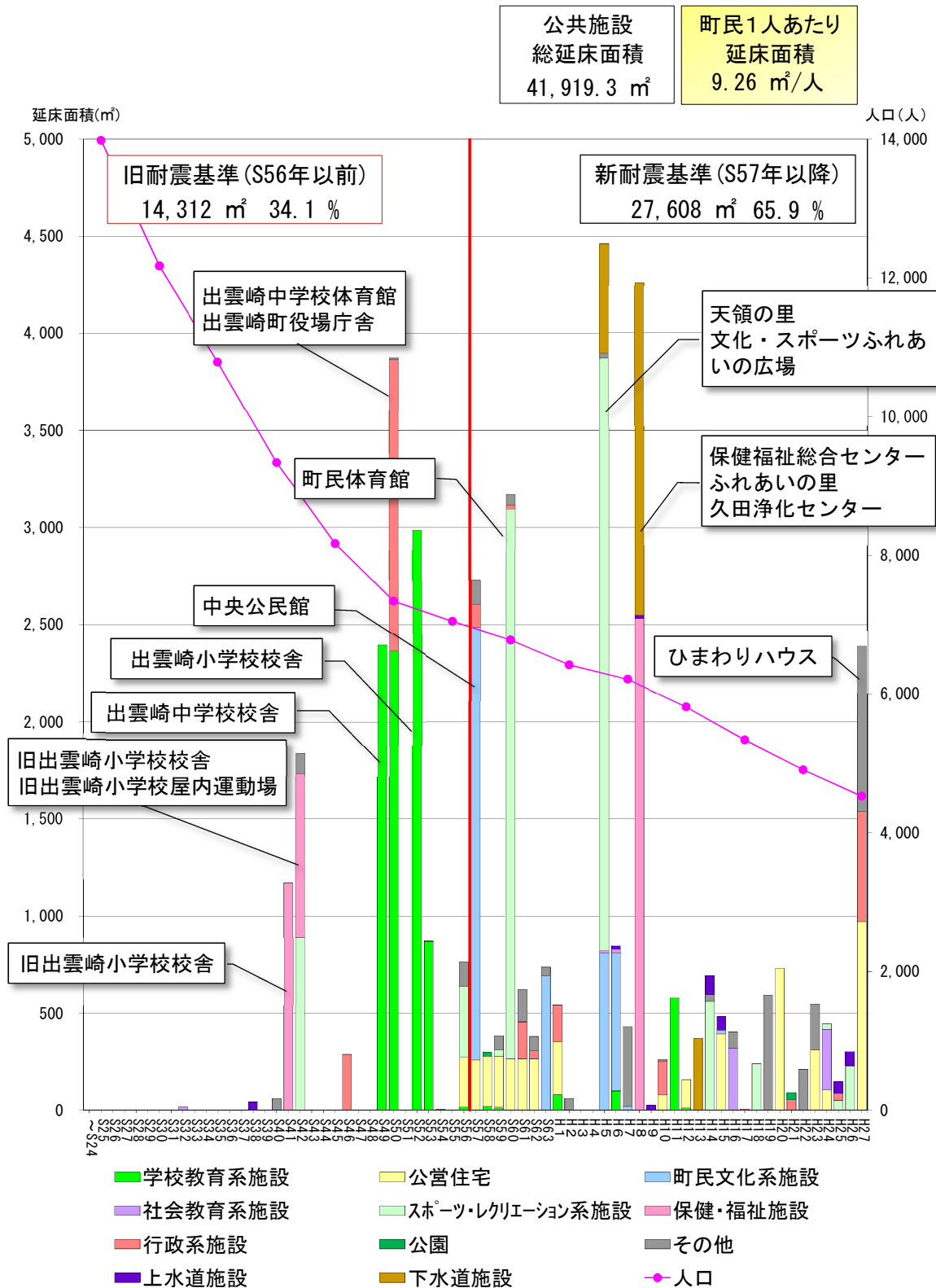


図 4 公共施設の年次別整備量

(4) 公共施設の耐震化状況

本町の公共施設のうち、旧耐震基準で整備された施設が全体の34.1%、新耐震基準で整備された施設が全体の65.9%となっています。耐震化の状況では、施設全体の8.9%が耐震化未実施となっています。

耐震化未実施の主な施設は、現在は保健・福祉施設に利用されている旧出雲崎小学校と、その屋内運動場となっており、それらが整備されてから50年近くが経過しています。

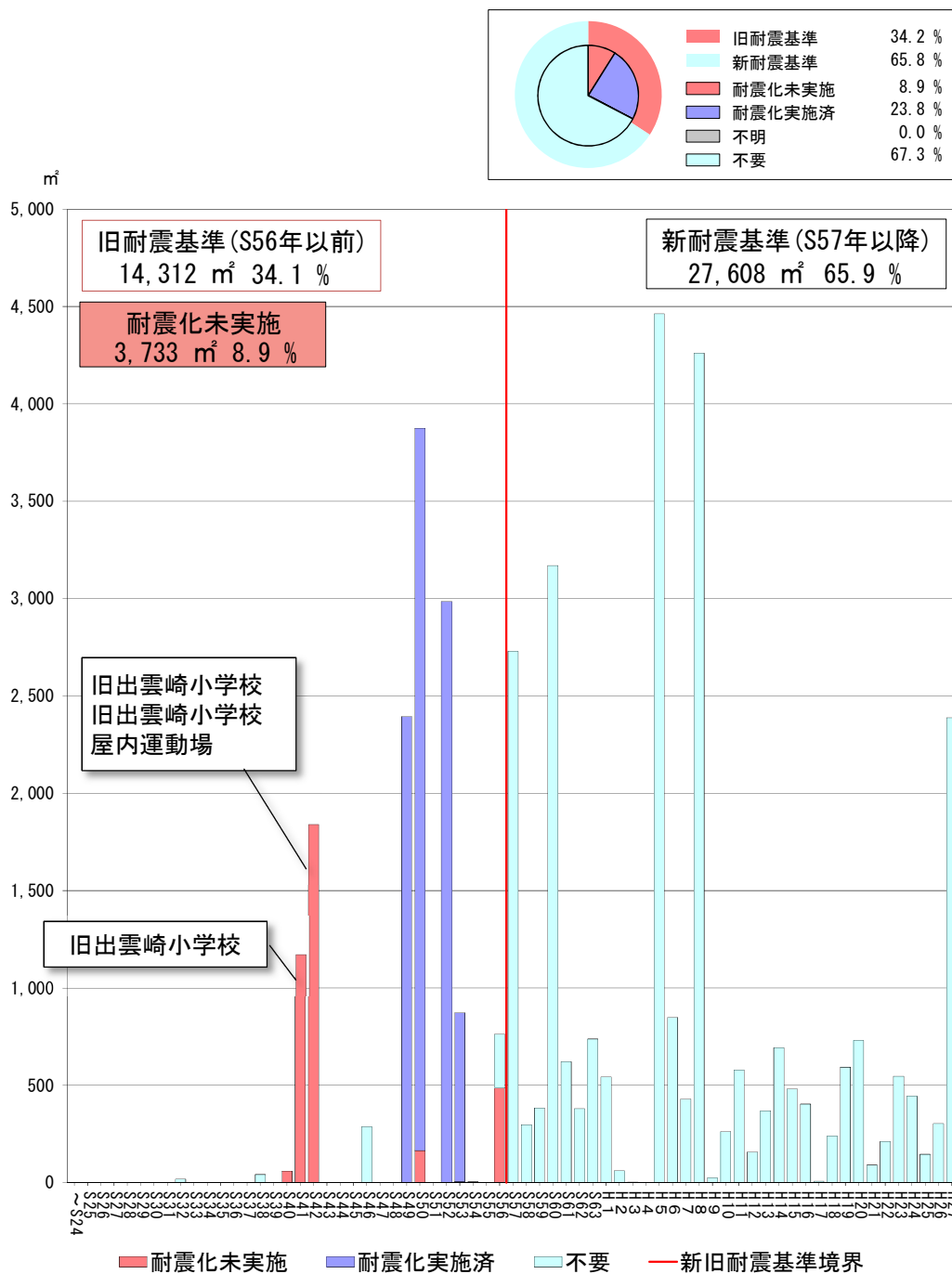


図5 公共施設の耐震化状況

(5) 自治体間での公共施設量の比較

① 県内自治体との比較

1) 人口に対する延床面積の比較

総務省の「公共施設状況調査(H26)」によると、本町における公共施設の総延床面積は 38,223 m²で、人口は 4,864 人となっています。

図 6 では県内の他町村との人口に対する公共施設の延床面積の比較を示しており、本町の整備量は平均線よりやや低い位置に位置していることが分かります。

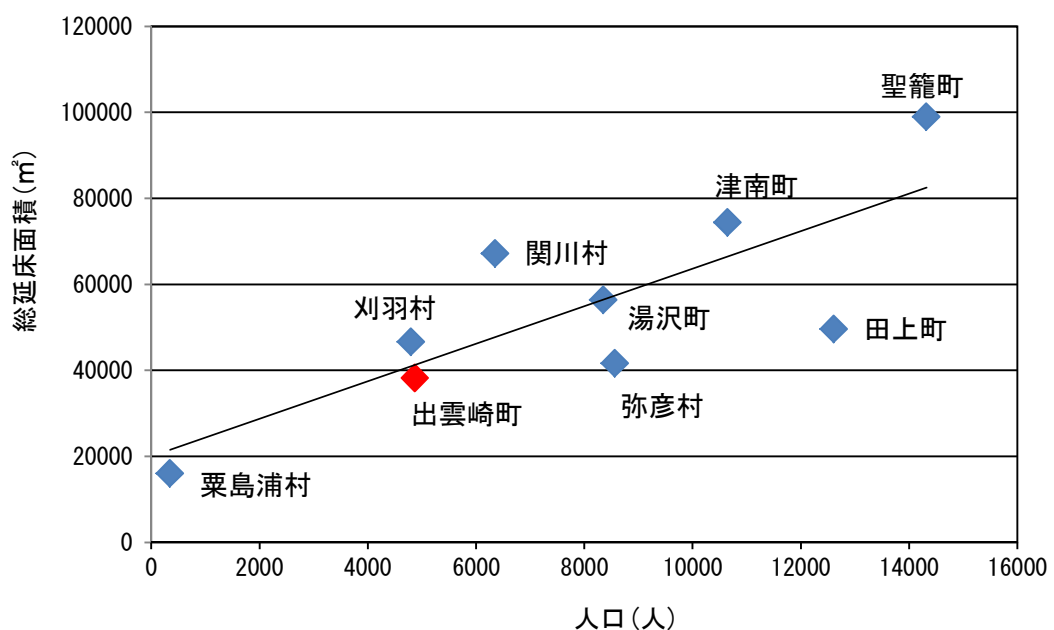


図 6 人口に対する公共施設延床面積

出典：公共施設状況調査、住民基本台帳人口

- ※ 総務省「公共施設状況調査(H26)」および「住民基本台帳人口(H26)」より(出雲崎町：総延床面積 38,223 m²、人口 4,864 人)。
- ※ 市については、町村と大きく状況が異なるためグラフの枠外としています。
- ※ 阿賀町は、他の団体とプロット場所が大きく外れるため、グラフ枠外としています。
- ※ 他町村比較の便宜の観点から、総務省の公共施設状況調査の統計数値を使用しているため、本計画における総延床面積と一致しません。

2) 町民1人あたりの比較

総務省の「公共施設状況調査(H26)」によると、本町における町民1人あたりの公共施設延床面積は7.9 m²/人(総延床面積38,223 m²/総人口4,864人)となっています。

図7では、県内の他町村との1人あたりの公共施設の延床面積の比較を示しており、町民1人あたりの公共施設延べ床面積は、関川村、刈羽村に次いで大きくなっていますが、平均よりは低い位置にすることが分かります。

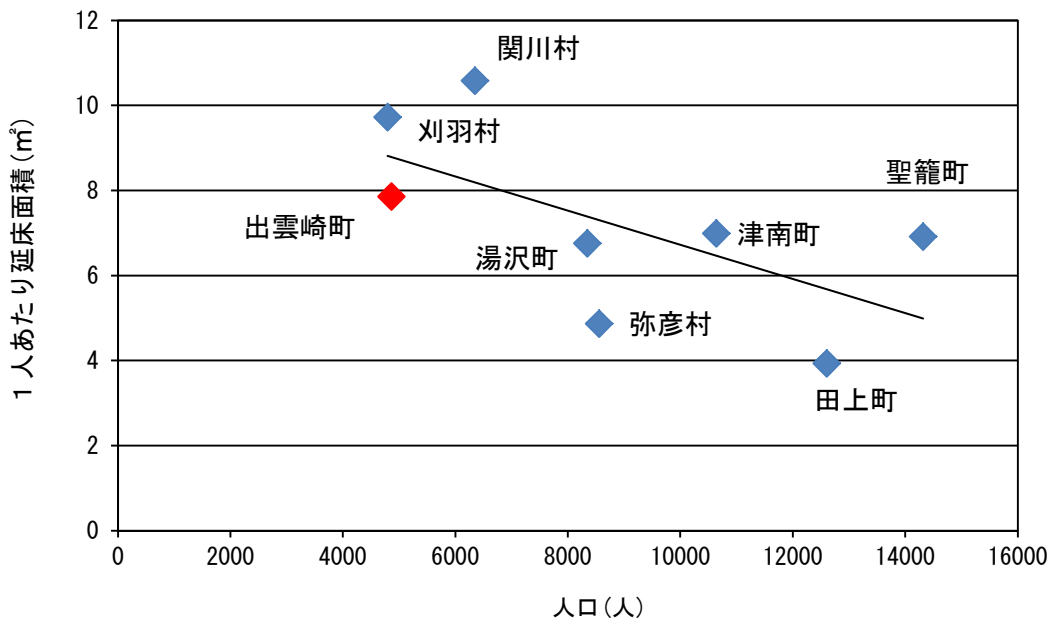


図7 町民、村民1人あたりの公共施設延床面積

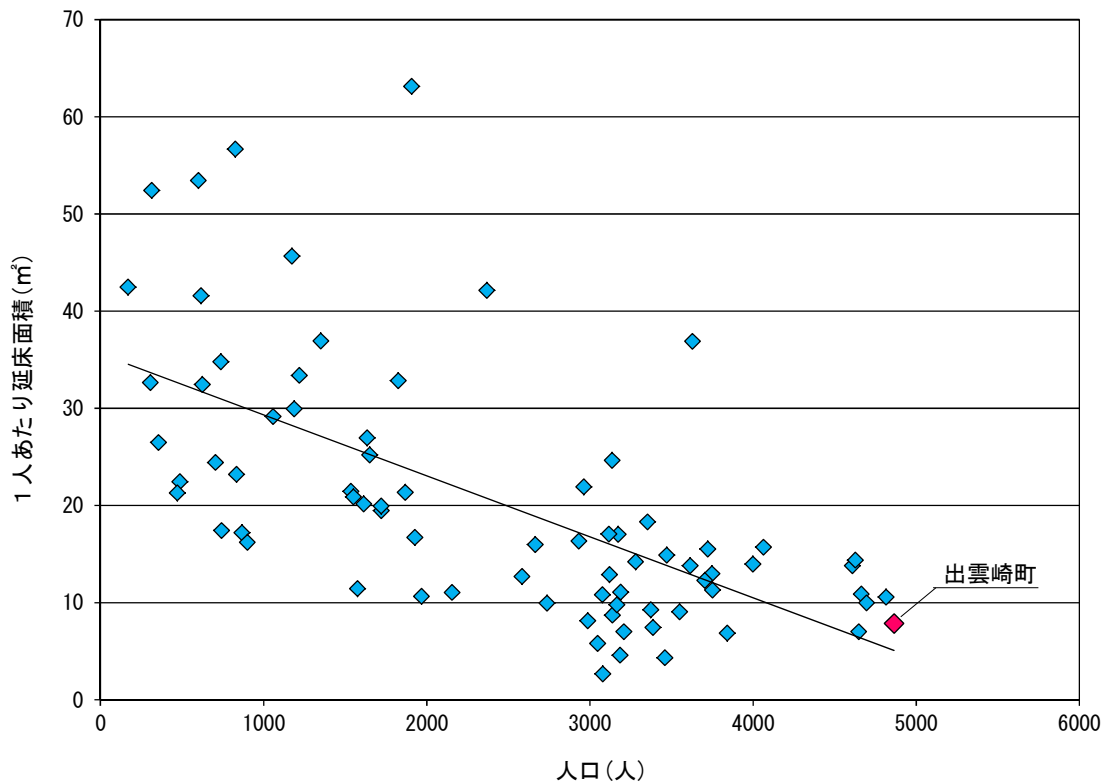
出典：公共施設状況調査、住民基本台帳人口

- ※ 総務省「公共施設状況調査(H26)」および「住民基本台帳人口(H26)」より(出雲崎町：総床面積38,223 m²、人口4,864人)。
- ※ 市については、町村と大きく状況が異なるためグラフの枠外としています。
- ※ 阿賀町は、他の団体とプロット場所が大きく外れるため、グラフ枠外としています。
- ※ 他町村比較の便宜の観点から、総務省の公共施設状況調査の統計数値を使用しているため、本計画における総延床面積と一致しません。

②類似団体の比較

図8は、本町と類似団体^{*}の町民、村民1人あたりの公共施設の延床面積の比較を示しており、類似団体の町民、村民1人あたりの延床面積は4.9 m²/人となっていることから、本町は平均よりやや高い位置にいることが分かります。

図中に表記している団体は、「住民基本台帳人口(H26)」において、人口0人以上5,000人未満、産業構造Ⅱ次・Ⅲ次80%以上かつⅢ次55%以上の全77団体です。



(6) インフラの整備状況

①道路

本町の道路は、一般道路が1級町道、2級町道、その他の町道、農道、林道を合わせた149,782.80m(909,884.33㎡)となっており、自転車歩行者道が1,800.00m(3,874.18㎡)となっています。本町の道路の内訳は、以下のとおりです。

表2 道路一覧表

大分類	中分類	総延長(m)	総面積(㎡)
一般道路	1級町道	28,163.50	230,868.17
	2級町道	18,305.90	124,666.62
	その他の町道	78,793.40	455,046.54
	農道	2,487.00	12,286.00
	林道	22,033.00	87,017.00
	(一般道路合計)	149,782.80	909,884.33
自転車歩行者道	自転車歩行者道	1,800.00	3,874.18

②橋梁

本町の橋梁は長さ15m未満の橋梁は69橋、長さ15m以上の橋梁は21橋あり、全部で90橋あります。

総延長は991.69m、総面積は5,715.43㎡となっています。構造別の内訳は、鋼橋が48.4%、PC橋が24.3%、BOX橋が13.3%、RC橋が12.7%、混合橋が0.5%、その他0.7%となっています。

表3 橋梁一覧表

大分類	中分類	総延長(m)	総面積(㎡)
橋梁	橋梁	991.69	5,715.43

表4 橋梁一覧表(橋長別)

橋長別橋梁数(数)		
15m未満	15m以上	計
69	21	90

表5 橋梁一覧表(構造区分別)

構造区分別面積(㎡・%)						
PC橋	RC橋	鋼橋	混合橋	BOX橋	その他	計
1,391.59 (24.3%)	728.43 (12.7%)	2,768.42 (48.4%)	27.31 (0.5%)	762.55 (13.3%)	37.13 (0.7%)	5,715.43

※ 道路台帳・林道台帳(橋梁)の合算

整備年次別でみると、昭和 45 年以降、昭和 50 年代後半までに多くの橋梁が整備されていることが分かります。その後も必要に応じた整備が行われています。現在、橋梁の標準耐用年数である 60 年を超えるものは本町にはありません。

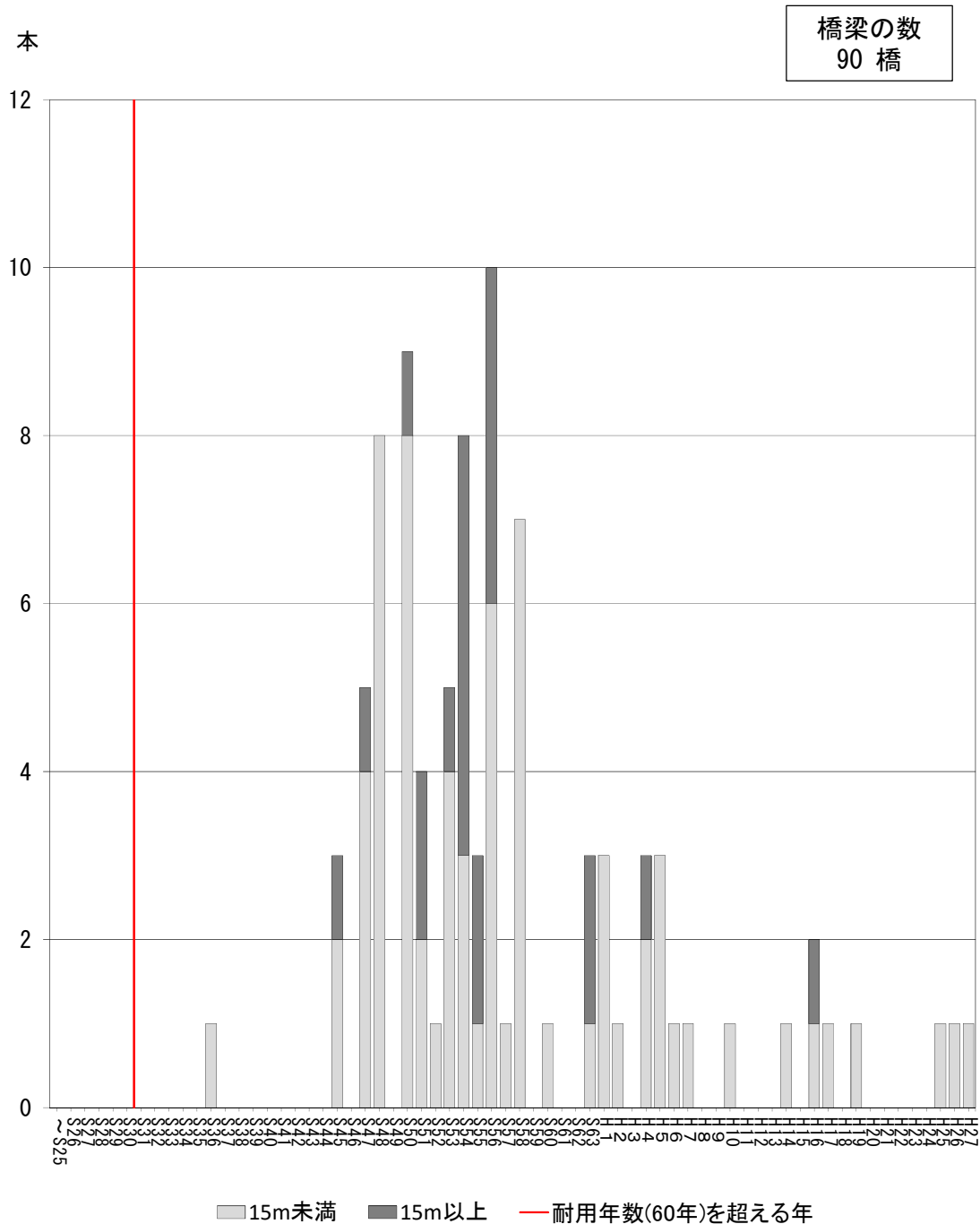


図 9 整備年次別の橋梁整備量

本町の橋梁を構造別・年次別にみると、昭和45年から昭和60年代にかけて整備された橋梁の多くはRC橋、鋼橋であるのに対し、昭和60年代以降では、RC橋よりもひび割れにくく、部材が長持ちするPC橋による整備が主流となっています。

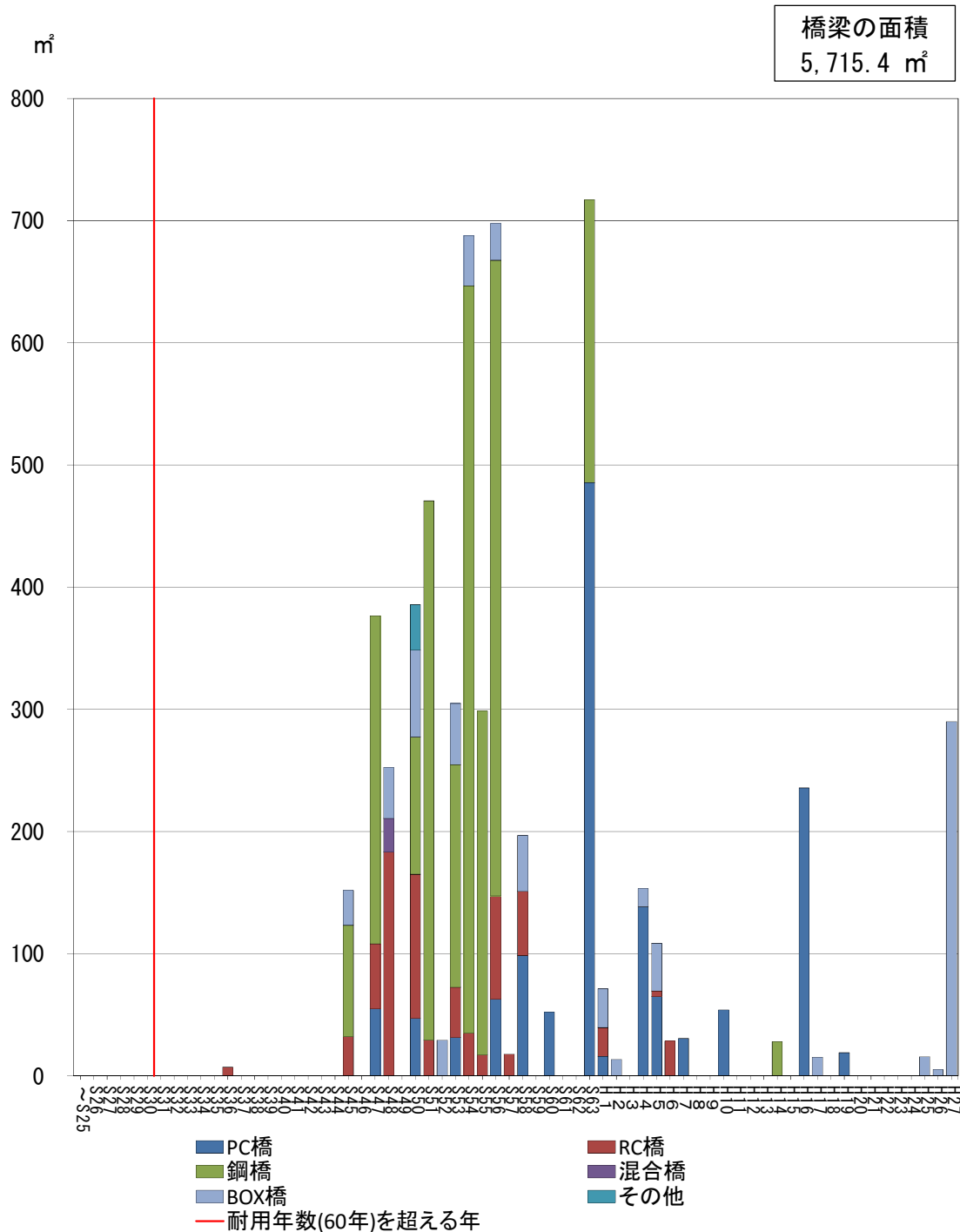


図 10 構造別・年次別の橋梁整備量

③トンネル

本町には平成5年度に整備したトンネルが1カ所あり、延長は161.0mとなっています。トンネルの標準耐用年数である60年はを超えていません。

表 6 トンネル一覧表

大分類	中分類	延長(m)
トンネル	トンネル	161.0

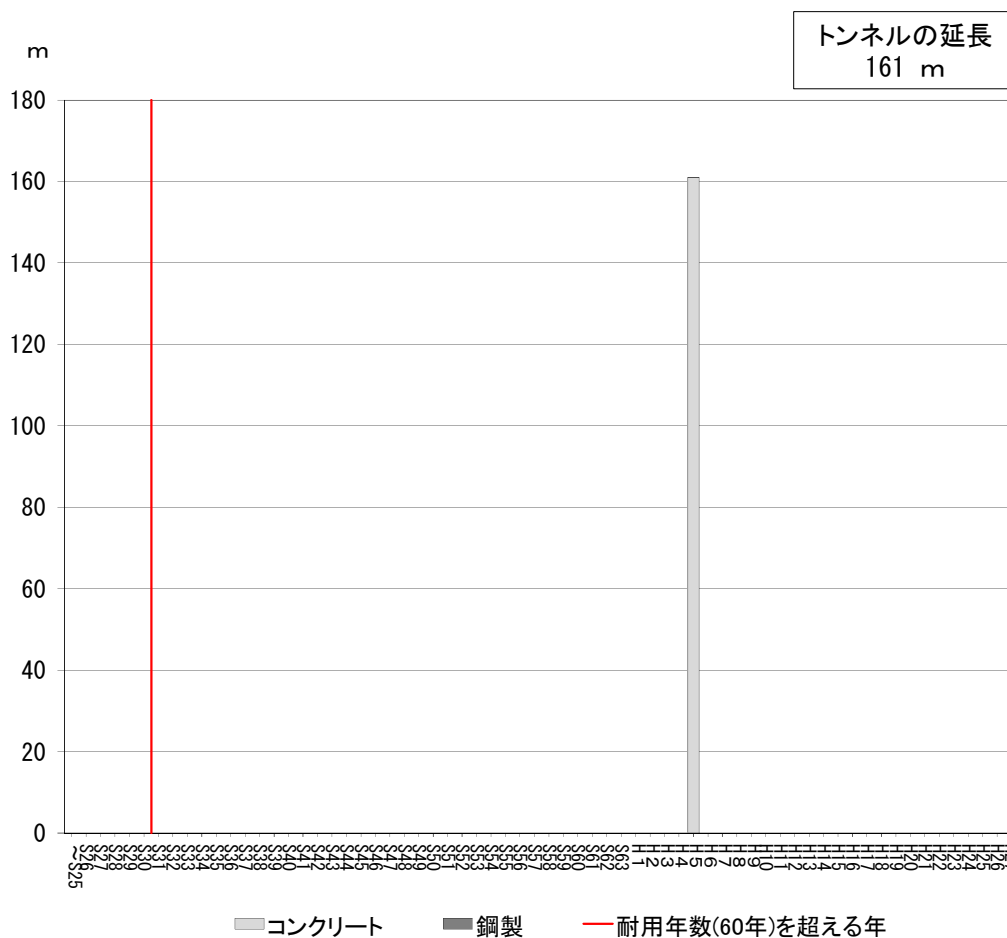


図 11 整備年次別のトンネル整備量



稲川トンネル

④上水道

本町の上水道(管渠)は以下のとおりです。導水管及び送水管は管径 300mm 未満で、配水管は 75mm 以下が最も多くなっています。なお、上水道普及率は、99.3%です。

表 7 上水道施設一覧表(単位 : m)

導水管	送水管	配水管								配水管 総延長
		50 mm 以下	75 mm 以下	100 mm 以下	125 mm 以下	150 mm 以下	200 mm 以下	250 mm 以下	300 mm 以下	
300 mm 未満	300 mm 未満	50 mm 以下	75 mm 以下	100 mm 以下	125 mm 以下	150 mm 以下	200 mm 以下	250 mm 以下	300 mm 以下	計
3,590	2,444	8,735	40,990	18,819	0	13,068	1,960	81	1,897	85,551

上水道(管渠)の年次別整備量をみると、昭和 53 年に 10,165m の大きな整備があったほか、昭和 60 年代から順次整備が進められており、昭和 48 年から昭和 53 年の 6 年間に全体の約 33%の施設が整備されています。

昭和 50 年以前に整備され、上水道(管渠)の標準耐用年数である 40 年を超える施設が発生し始めています。

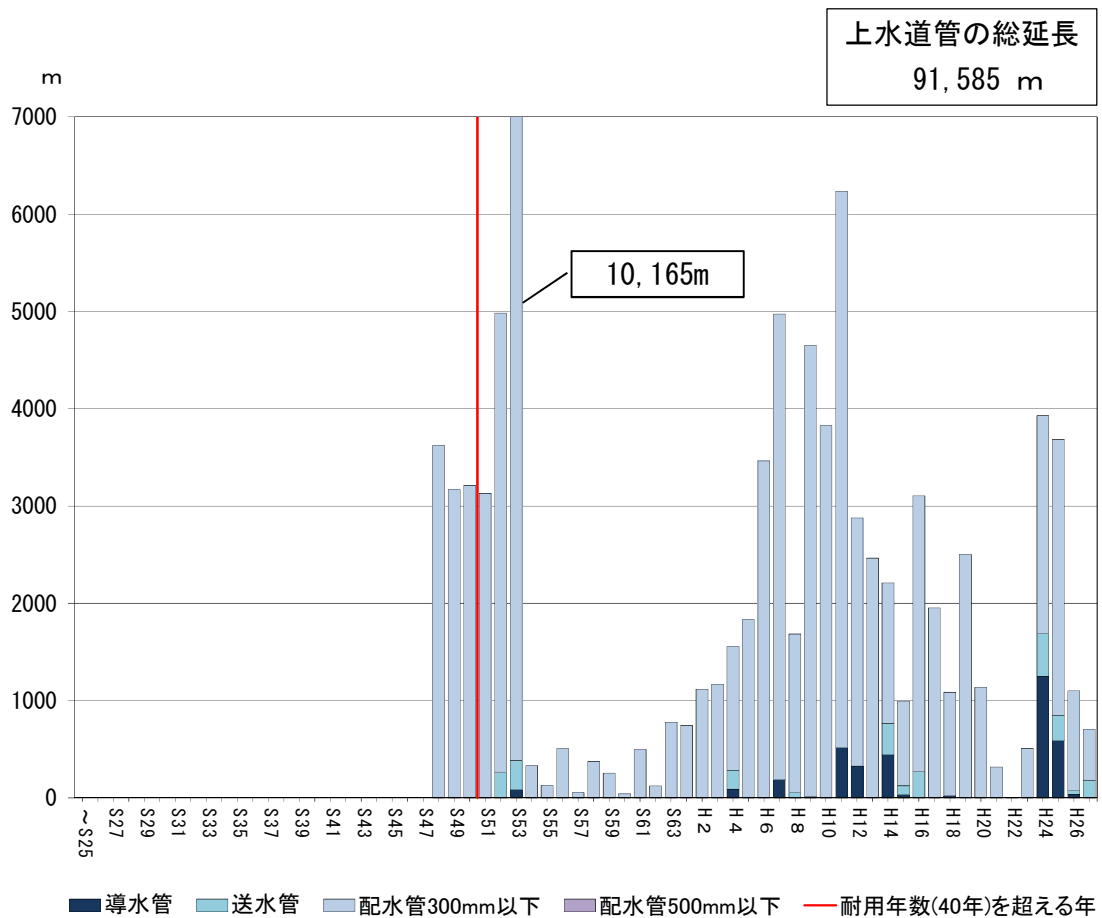


図 12 年次別の上水道(管渠)整備量

⑤下水道

本町の下水道(管渠)は、総延長が 69,065.41m となっています。管径別では、全て 500mm 以下で整備されており、管径 250mm 以下の施設が 66,266.71m と約 96% を占めています。

管種別でみると、塩ビ管が 99% 以上を占めています。なお、管渠による下水道普及率は 89.3%、下水道接続率は 95% です。

表 8 管径別の下水道施設一覧表(単位：m)

管径						総延長
～250mm	251mm～500mm	501mm～1000mm	1001mm～2000mm	2001mm～3000mm	3001mm以上	
66,266.71	2,798.70	0.00	0.00	0.00	0.00	69,065.41

表 9 管種別の下水道施設一覧表(単位：m)

管種				
コンクリート管	陶管	塩ビ管	更生管	その他
100.00	0.00	68,563.81	0.00	401.60

下水道(管渠)の年次別整備量をみると、平成3年以降順次整備が進められ、平成16年に終了しています。下水道(管渠)の標準耐用年数である50年を超える施設はありません。

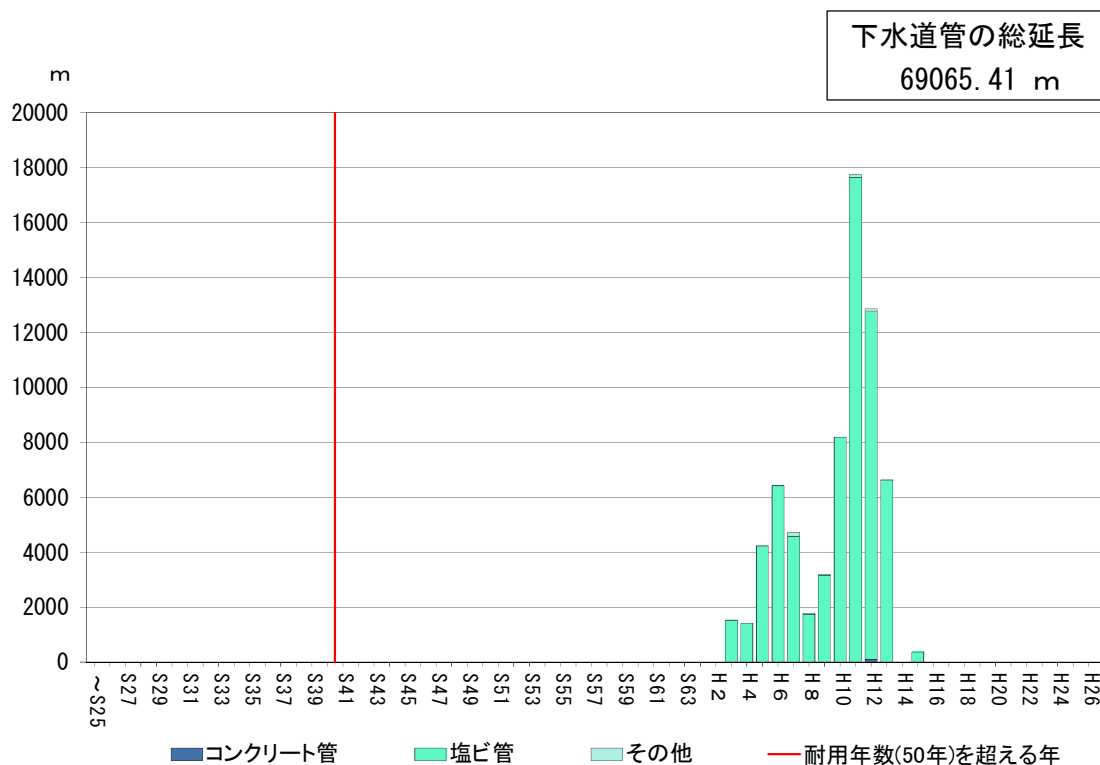


図 13 年次別の下水道(管渠)整備量

⑥情報通信(防災行政無線子局)

本町の情報通信施設として、防災無線(子局)が36箇所整備されています。これらは全て平成23~24年に設置されました。

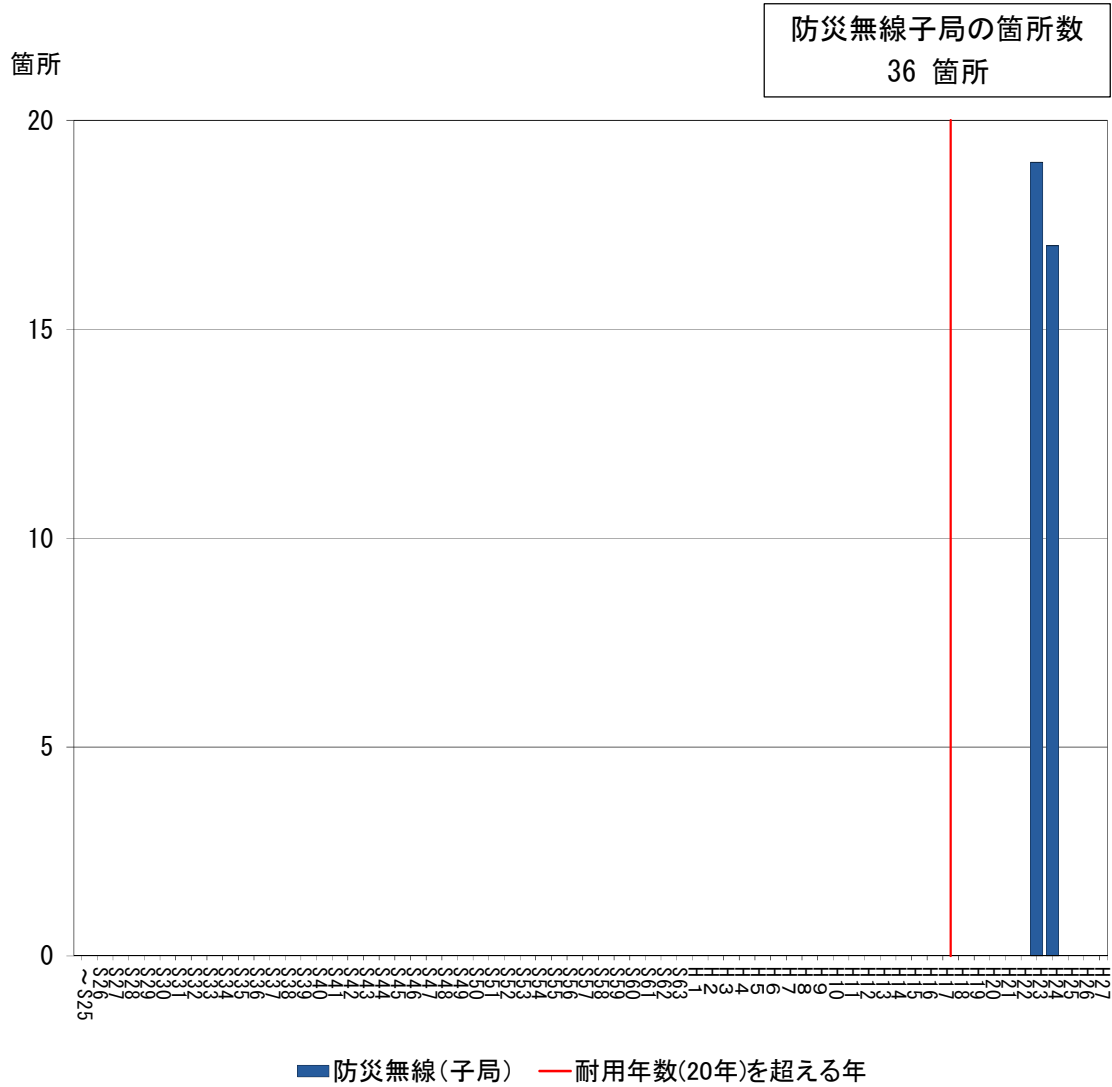


図14 年次別の情報通信施設整備量



情報通信(防災行政無線親局)

2. 総人口や年代別人口についての今後の見通し

(1) 現状と課題

図 15 は本町の人口の推移を示したもので、本町の人口は昭和 35 年以降減少の一途をたどっており、平成 27 年には 4,518 人となっています。

年齢 3 区分人口は、生産年齢人口と年少人口が一貫して減少している一方で、老年人口は増加しており、昭和 55 年には年少人口を逆転し、生産年齢人口に迫っています。

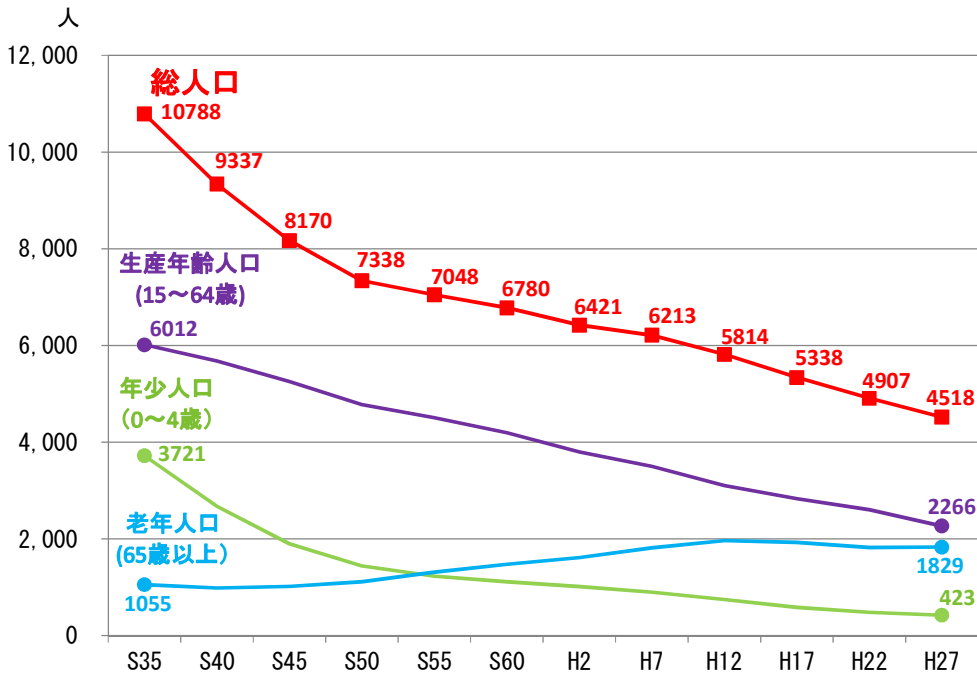


図 15 総人口と年齢 3 区分人口の推移

出典：平成 27 年国勢調査

表 10 人口の推移(単位：人)

	昭和 35 年	昭和 40 年	昭和 45 年	昭和 50 年	昭和 55 年	昭和 60 年
総人口	10,788	9,337	8,170	7,338	7,048	6,780
0~14 歳	3,721	2,676	1,897	1,442	1,227	1,114
15~64 歳	6,012	5,679	5,254	4,780	4,507	4,195
65 歳以上	1,055	982	1,019	1,116	1,314	1,471

	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
総人口	6,421	6,213	5,814	5,338	4,907	4,518
0~14 歳	1,013	899	746	582	480	423
15~64 歳	3,795	3,502	3,102	2,829	2,604	2,266
65 歳以上	1,613	1,812	1,966	1,927	1,821	1,829

出典：平成 27 年国勢調査

図16は本町の年齢階級別の人口を示したもので、人口構成をみると0～24歳までの若い世代の人口が少なく、65歳以上の高齢者の人口が多い人口ピラミッドになっています。50～64歳までの人口の割合も多いことから、少子化高齢化は今後も進行していくことが予想されます。

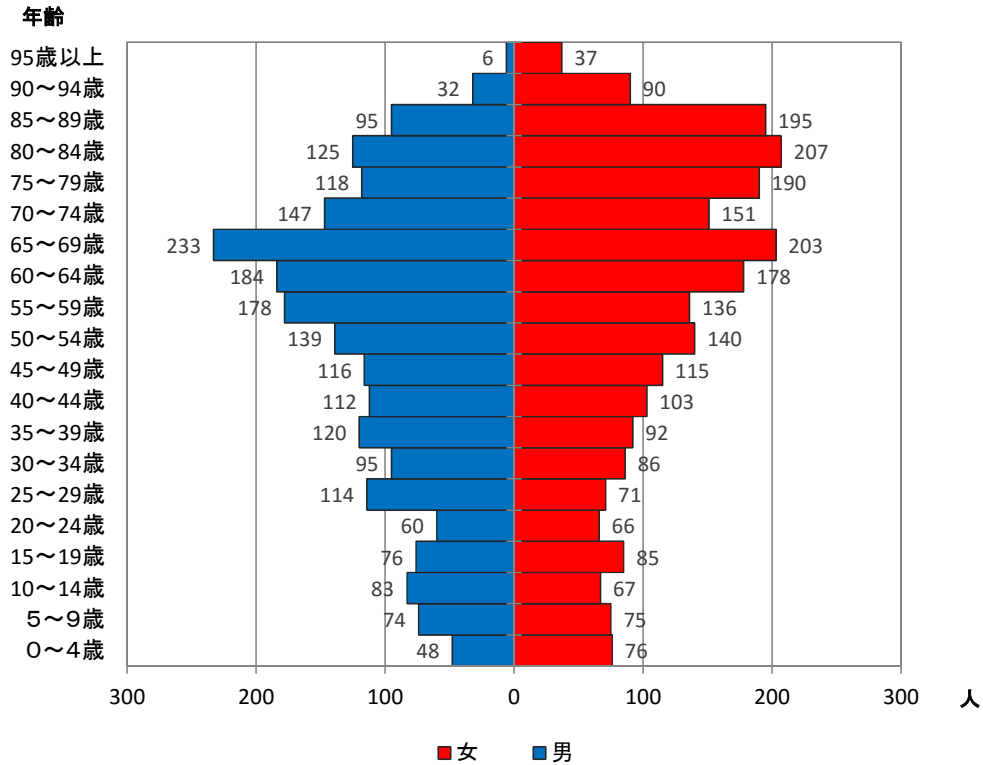


図16 年齢階級別人口の割合図

出典：平成27年国勢調査(※年齢不詳2人は含みません)

表11は若年者比率の推移を示したものであり、本町の若年者比率は昭和45年の18.0%から平成27年の10.4%へと減少を続けています。新潟県と比較すると、県も一貫して若年者が減少していることが分かりますが、昭和45年から平成27年までの本町の若年者比率は、県が11.1%減少したのに対して7.6%減少しました。

表11 若年者比率の推移(単位：%)

	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年
出雲崎町	18.0	17.4	15.7	14.2
新潟県	24.4	22.5	19.6	17.9

平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
12.5	12.9	12.5	12.1	11.1	10.4
17.9	18.4	17.8	15.8	14.1	13.3

出典：平成27年国勢調査

表 12 は高齢者比率の推移を示したものであり、本町の高齢者比率は昭和 45 年から平成 27 年に至るまで増加を続け、平成 27 年には 40.5% となっています。新潟県の高齢者比率も一貫して上昇していますが、平成 27 年の高齢者比率は 29.7% と本町と比較して 10.8% も低い値となっており、本町は高齢者比率が増加していることが分かります。

表 12 高齢者比率の推移(単位：%)

	昭和 45 年	昭和 50 年	昭和 55 年	昭和 60 年
出雲崎町	12.5	15.2	18.6	21.7
新潟県	8.1	9.6	11.2	12.8

平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
25.1	29.2	33.8	36.1	37.1	40.5
15.3	18.3	21.3	23.9	26.3	29.7

出典：平成 27 年国勢調査

(2) 目指すべき将来の方向性

本町における人口減少と少子化高齢化の改善のためには、若い世代の転出防止と、転入促進を図ることが取り組むべきテーマであり、人口ビジョンでは、人口増減のカギを握る若い世代を中心に、出雲崎町に戻ってきたい、住み続けたい、移住したいと思える地域づくりを目指しています。

また、本町のまち・ひと・しごと創生総合戦略では、人口減少に対して定住人口と交流人口の増加を目的として、妊娠、出産、子育てから学校教育までの途切れのない支援、「移住・定住暮らしのススメ」による移住・定住希望者への住居の情報発信やリフォーム支援、「新しい感覚、創造での交流」による観光・交流拠点の情報発信や整備を重点施策としています。

本計画では、人口ビジョンにおける地域づくりの方向性や総合戦略の施策内容、これまでの人口の推移や人口ビジョンの推計による公共施設等の利用需要の変化を踏まえ、適正な施設管理を推進します。

(3) 人口の将来展望

図17は、今後の人口の推移を4パターンに分けて推計したものであり、パターン1の国立社会保障・人口問題研究所(以下、社人研という。)に沿った人口の推移では、30年後の人口は2,500人を下回ることが予想されます。

その推計に対して、本町は現状を踏まえて人口減少の大きな要因を都市への人口流出に伴う転出超過による社会減と、生産年齢人口と年少人口の減少と老年人口の増加で、出生数が死亡数を上回る、自然減としました。

それら2つの要因に対して出雲崎町まち・ひと・しごと創生総合戦略等による人口減少抑制の効果として、出生率と社会動態が改善すると仮定した推計を将来展望とした独自推計を行いました。

本町では、若者世代の転出抑制や出生率の上昇につながる若者・子育て世代の呼び込みなどによる人口の増加をもたらす施策を重点的に取り組み、その効果により平成57年にはパターン4に近づけ、30年後の人口3,000人を目指しています。

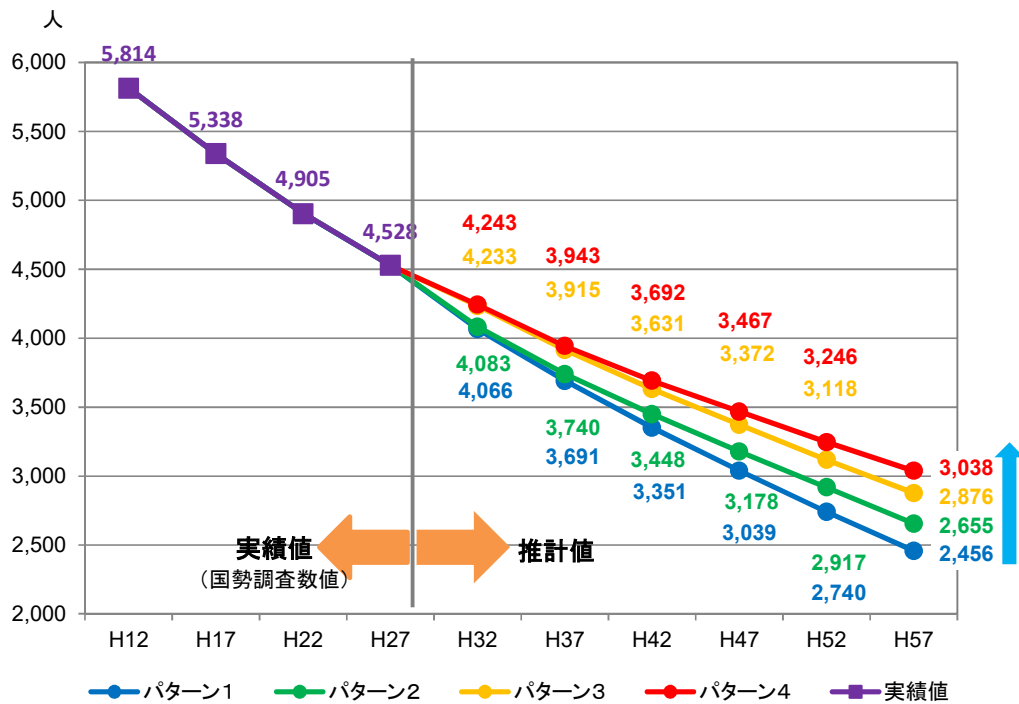


図17 将来人口の推移

出典：出雲崎町人口ビジョン

パターン1・・・社人研推計準拠

パターン2・・・出生率が上昇し(2.1※)、人口移動は現状の傾向のまま推移

パターン3・・・転入と転出が同数で、出生率が現状(1.3程度)の傾向のまま推移

パターン4・・・出生率が上昇し(1.8※)、転入転出も同数で推移

※国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」では、平成42年に1.8程度、平成52年に2.07程度を予想しています

3. 中長期的な経費の見込みや充当可能な財源の見込み等

(1) 歳入

本町の平成 27 年度の歳入総額は 38.6 億円となっており、その内訳をみると、県支出金及び国庫支出金、地方交付税がおおよそ 63% となっており、歳入における依存財源の割合が大きいといえます。

平成 18 年からの 10 年間の歳入では約 35 億円から約 40 億円の間で推移しており、平成 20 年度をピークに減少傾向にありましたが、県中越地区廃棄物処理施設周辺環境整備事業交付金が再交付されたこともあり、平成 27 年度の歳入は増加しています。

過去の全体的な推移をみると、国庫支出金や県支出金、その他特定財源にばらつきがみられますが、地方交付税や地方税はほぼ横ばいで推移しています。

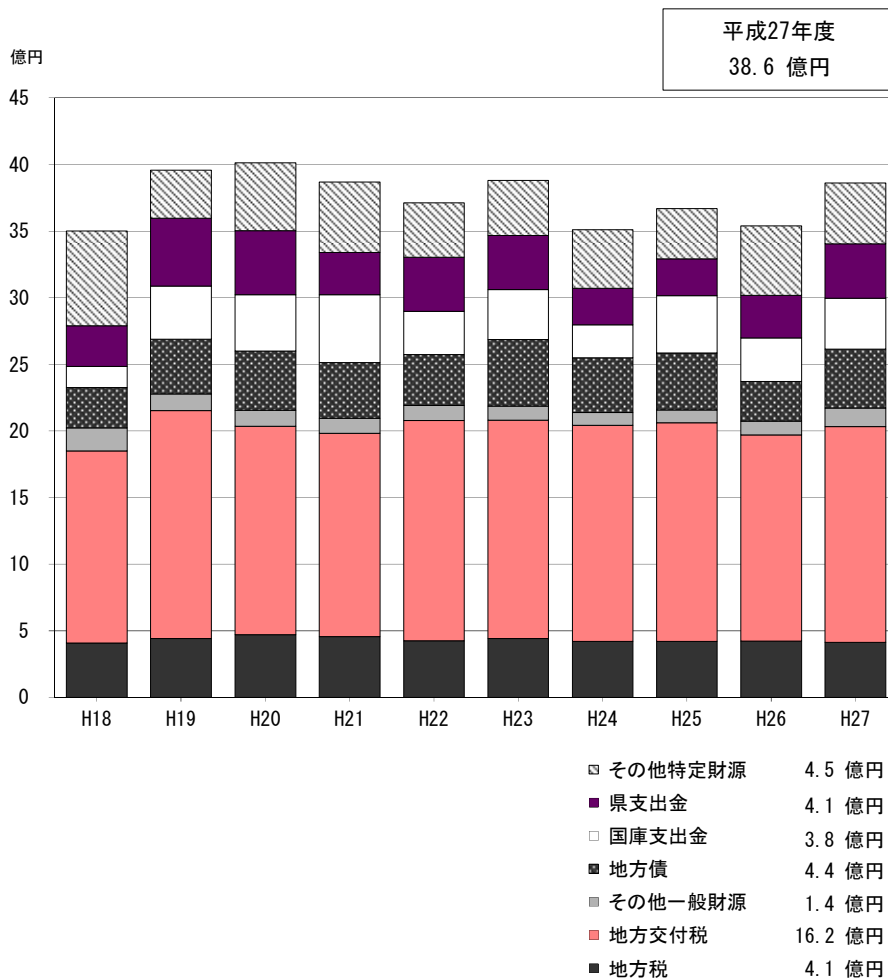


図 18 歳入決算額の推移(普通会計)

(2) 歳出

本町の平成27年度の歳出総額は36.1億円となっており、その内訳をみると、公債費、扶助費及び人件費がおよそ36%となっており、比較的義務的経費が少ないといえます。

平成18年からの10年間の歳出では、約34億円から約38億円の間で推移しており、投資的経費はばらつきがみられますが、およそ7.5億円前後で推移しています。

過去の全体的な推移をみると、人件費はほぼ一定で推移しているほか、積立金等や公債費などにはばらつきがみられますが、扶助費は増加傾向で推移しています。

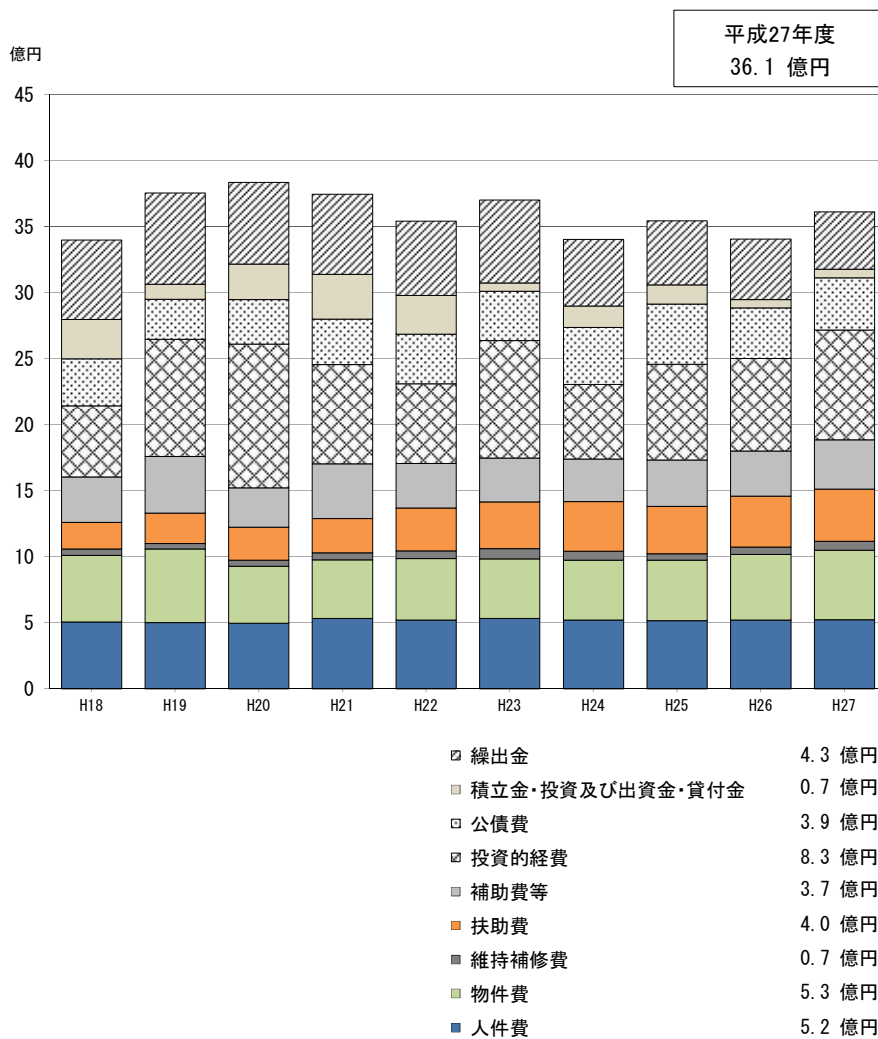


図 19 歳出決算額の推移(普通会計)

平成27年度
36.1 億円

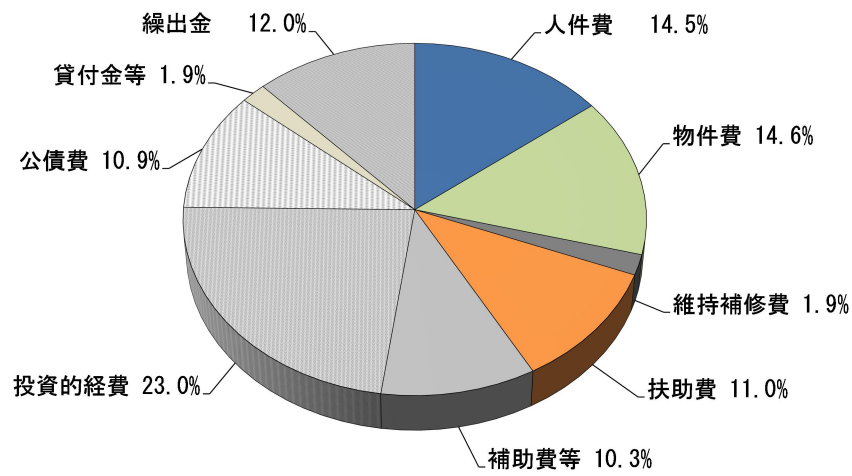


図 20 歳出決算額の性質別内訳(平成 27 年度)

投資的経費の推移及び内訳をみると、大きな投資の有無により年次幅が大きく表れています。

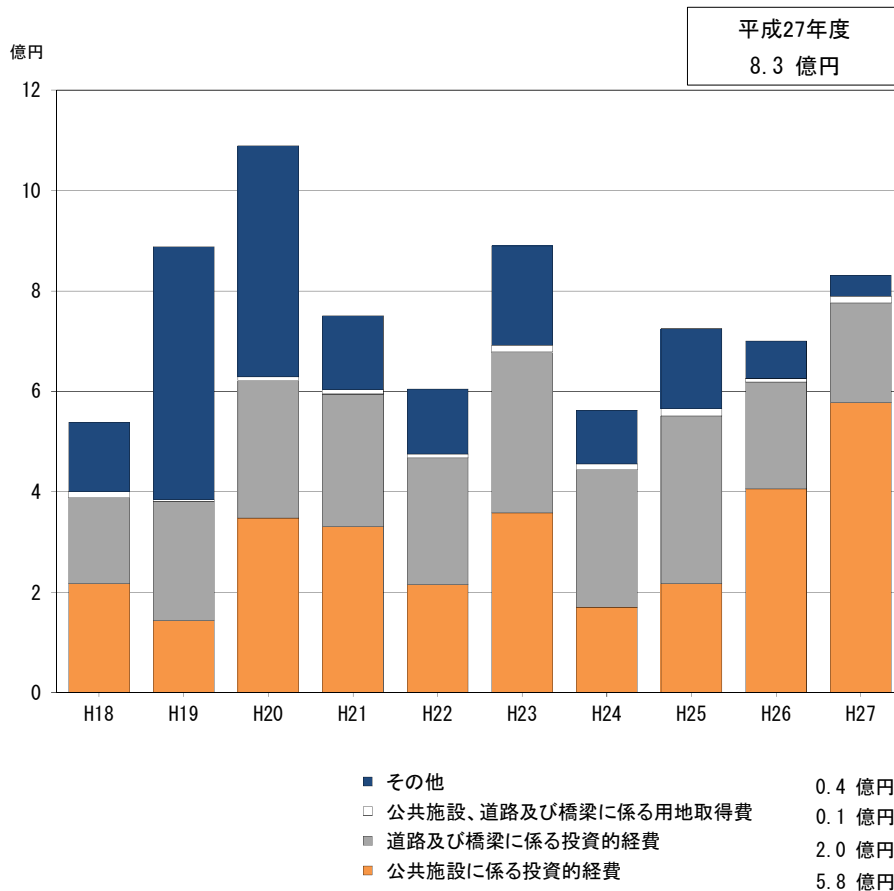


図 21 投資的経費の推移及び内訳

(3) 修繕・更新費の将来予測

施設の修繕・更新費の将来予測にあたっては、表13のとおり施設種別により実施方針を区分し、施設種別ごとの実施内容に応じた頻度を設定します。その上で、修繕・更新を迎えた施設面積や延長に更新費用単価を掛け合わせ費用を算出します。

本計画では、総務省が提供する「公共施設等更新費用試算ソフト」の設定する数値に基づき、町の特性と合わせて、以下の前提条件に基づき採用値を設定します。

表13 修繕・更新費設定の前提条件

施設種別	実施方針
公共施設全般、橋梁、トンネル、上水道、下水道、情報通信	整備年度から、それぞれに設定した修繕・更新年数の経過後に、現在と同じ面積や延長で修繕・更新すると仮定しています。
道路	現在の保有量を、設定した更新年数で割った数値を年間の更新量としています。

表14 修繕・更新費の設定条件

施設種別	実施内容	総務省設定頻度	
		実施年数	30年
公共施設	大規模改修	実施年数	30年
		修繕期間	2年
	建替え	更新年数	60年
		建替え期間	3年
道路	舗装部分の打ち替え	更新年数	15年
橋梁	架け替え	更新年数	60年
上水道	プラント大規模改修	実施年数	30年
	プラント建替え	更新年数	60年
	上水道管布設替え	更新年数	40年
下水道	プラント大規模改修	実施年数	30年
	プラント建替え	更新年数	60年
	下水道管布設替え	更新年数	50年
トンネル	更新	更新年数	60年
情報通信ケーブル	更新	更新年数	20年

- ※ 上水道プラントは配水池、浄水場等に付随する建物、下水道プラントは浄化センター、ポンプ場等に付随する建物を指します。
- ※ 調査時点で大規模改修・建替えの実施・更新年数を過ぎているものは、公共施設は10年、インフラは5年以内に実施・更新することとして処理します。
- ※ 公共施設、プラントの大規模改修費用は更新費用の60%として推計します。

(4) 公共施設等の全体将来更新費用の予測

① 公共施設及びインフラ

本町が所有する公共施設及びインフラを合計した今後40年間の整備見込み額は、465.1億円で、1年あたりの平均整備見込み額は11.6億円となります。図22より、平成30年に耐用年数を迎える上水道の更新費が突出するほか、平成47年以降、10億円の経費を超える年が続くことが見込まれます。

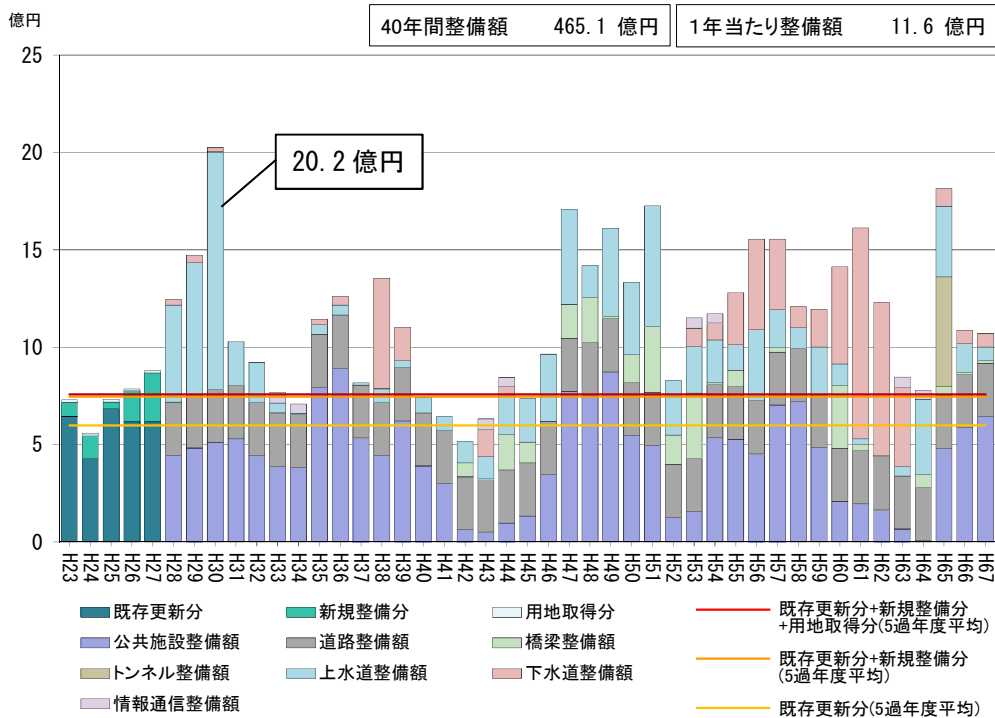


図 22 将来の更新費用の推計(公共施設及びインフラ)

表 15 大規模改修・建替え費用一覧

大分類	大規模改修	建替え
町民文化系施設	25 万円/㎡ ※1	40 万円/㎡ ※3
社会教育系施設	25 万円/㎡ ※1	40 万円/㎡ ※4
スポーツ・レクリエーション系施設	20 万円/㎡ ※1	36 万円/㎡ ※3
学校教育系施設	17 万円/㎡ ※2	33 万円/㎡ ※4
保健・福祉施設	20 万円/㎡ ※1	36 万円/㎡ ※3
行政系施設	25 万円/㎡ ※1	40 万円/㎡ ※3
公営住宅	17 万円/㎡ ※1	28 万円/㎡ ※3
公園施設	17 万円/㎡ ※1	33 万円/㎡ ※3
その他施設	20 万円/㎡ ※1	36 万円/㎡ ※3

出典：公共施設等更新費用試算ソフト(総務省)

- ※1 バリアフリー対応等社会的改修含む
- ※2 トイレ改修等社会的改修含む
- ※3 解体費含む
- ※4 解体・グラウンド整備費含む

②公共施設

公共施設の今後40年間に掛かる更新費用総額は173.6億円で、1年あたりの整備額は4.3億円となります。直近5年の平均投資的経費額は、既存更新分及び新規整備分を合わせて3.46億円です。グラフ中、赤線は過去5年間の平均投資的経費額を示しており、直近5年の平均投資的経費額に対して、今後は整備費用の不足が予測されます。

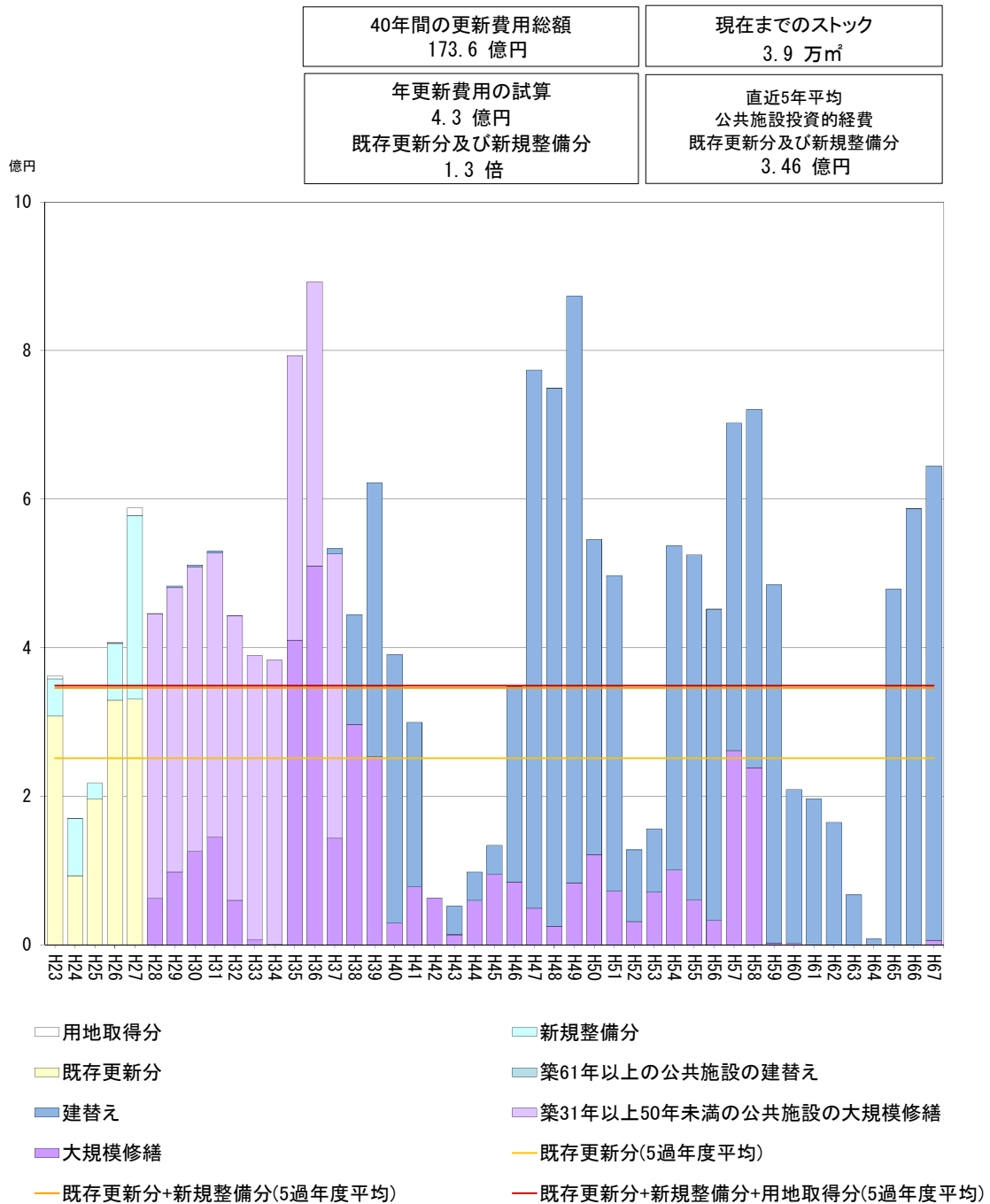


図 23 将来の更新費用の推計(公共施設)

③インフラ

インフラの今後40年間に掛かる更新費用総額は291.5億円で、1年あたりの整備額は7.3億円となります。グラフ中、赤線は過去5年間の投資的経費額を示しており、直近5年の平均投資的経費額に対して、今後は整備費用の大幅な不足が予測されます。

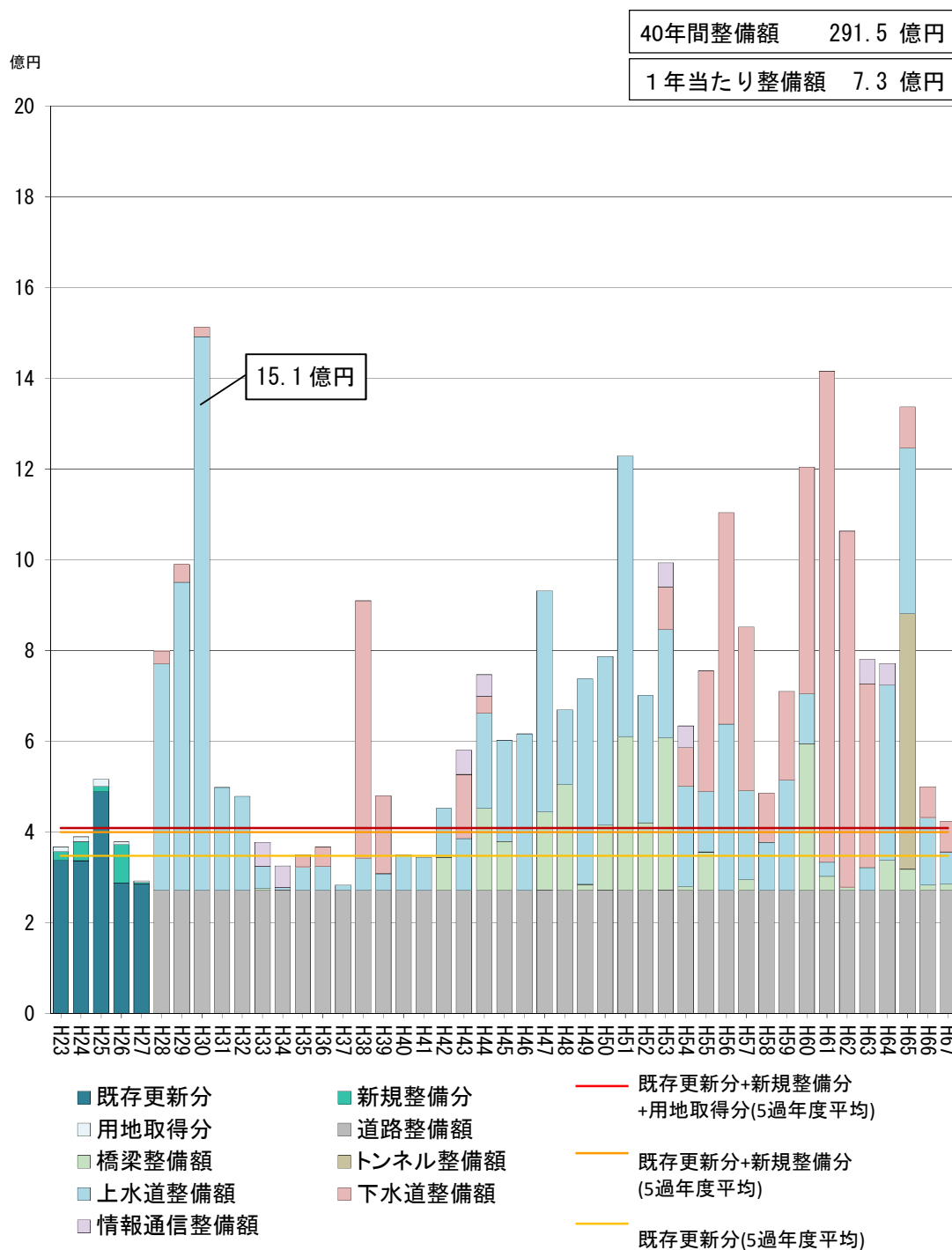


図 24 将来の更新費用の推計(インフラ)

(5) インフラの将来更新費用の推計

①道路

道路の今後40年間に掛かる更新費用総額は109.0億円で、1年あたりの整備額は2.7億円となります。直近5年の平均投資的経費額に対して、今後は整備費用の不足が予測されます。

表 16 道路更新費用一覧

道路種別	更新年数	更新単価
1級町道	15年	4,700円/m ²
2級町道	15年	4,700円/m ²
その他の町道	15年	4,700円/m ²
農道	15年	2,700円/m ²
林道	15年	2,700円/m ²

出典：公共施設等更新費用試算ソフト(総務省)

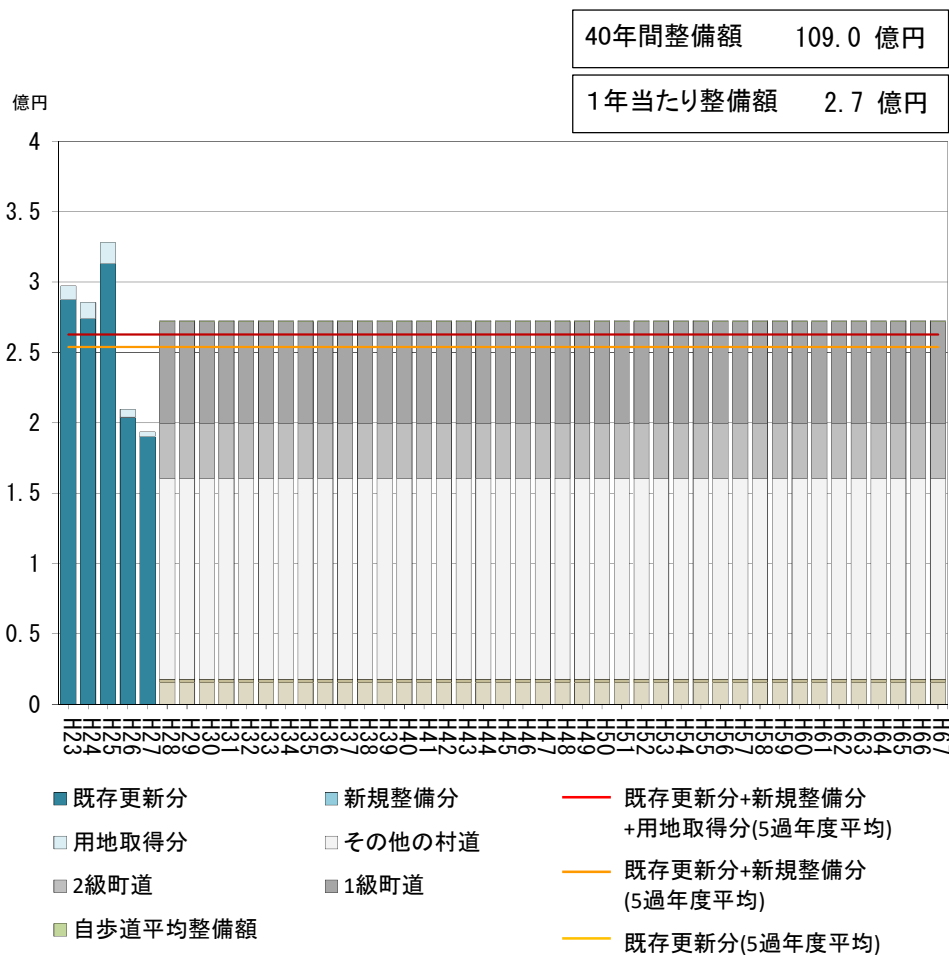


図 25 分類別面積による将来の更新費用の推計(道路)

②橋梁

橋梁の今後40年間に掛かる更新費用総額は23.5億円で、1年あたりの整備額は0.6億円となります。直近5年の平均投資的経費額に対して、今後は整備費用の大幅な不足が予測されます。

表 17 橋梁更新費用一覧

道路種別	更新年数	更新単価
P C 橋	60 年	425,000 円/m ²
R C 橋	60 年	425,000 円/m ²
鋼橋	60 年	500,000 円/m ²
石橋・木橋	60 年	425,000 円/m ²

出典：公共施設等更新費用試算ソフト(総務省)

- ※ P C 橋は、あらかじめ応力を加えたコンクリート材で建設された橋梁をいう。
- ※ R C 橋は、鉄筋コンクリートで建設された橋梁をいう。

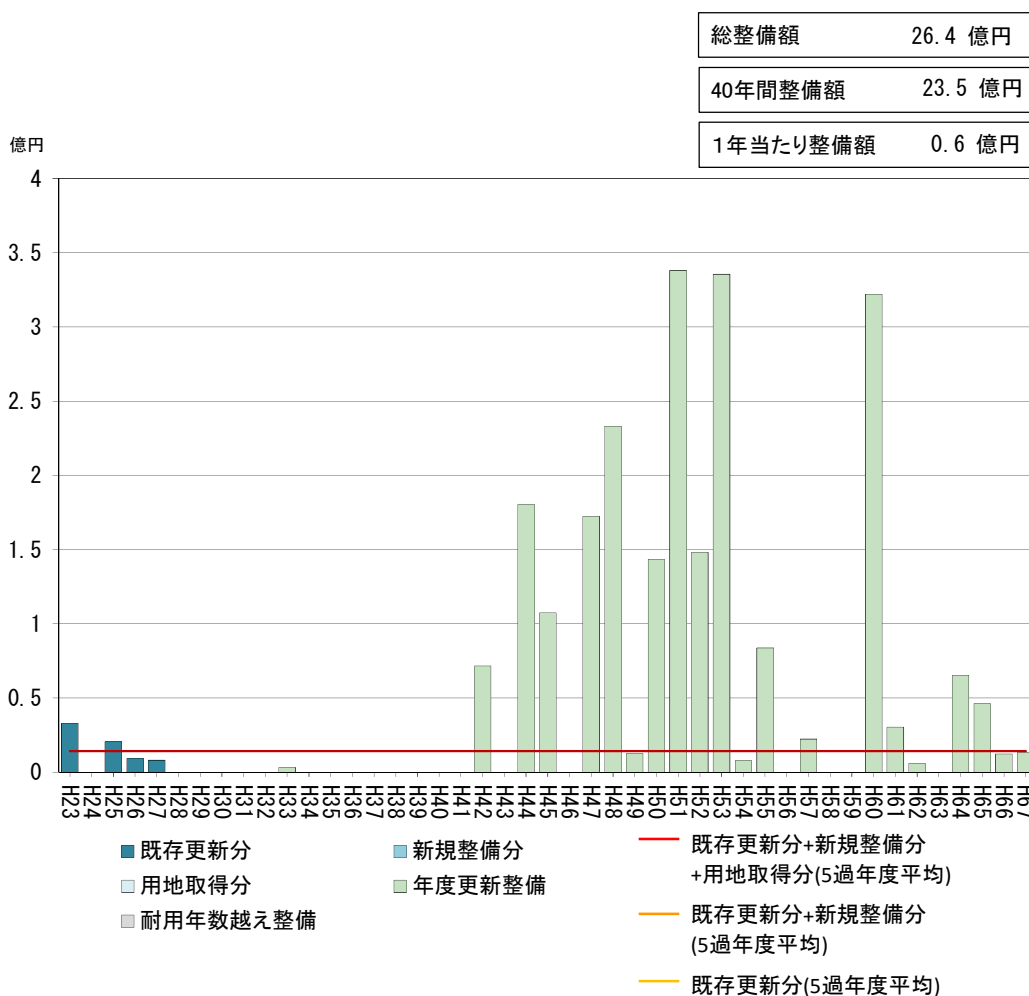


図 26 構造別面積による将来の更新費用の推計(橋梁)

③トンネル

トンネルの今後40年間に掛かる更新費用総額は5.6億円で、1年あたりの整備額は0.1億円となります。当面の大きな投資は必要ないものの、更新時には直近5年の平均投資的経費額に対して、整備費用の大幅な不足が予測されます。

表 18 トンネル更新費用一覧

トンネル	更新年数	更新単価
更新	60年	3,500,000円/m

出典：公共施設等更新費用試算ソフト(総務省)

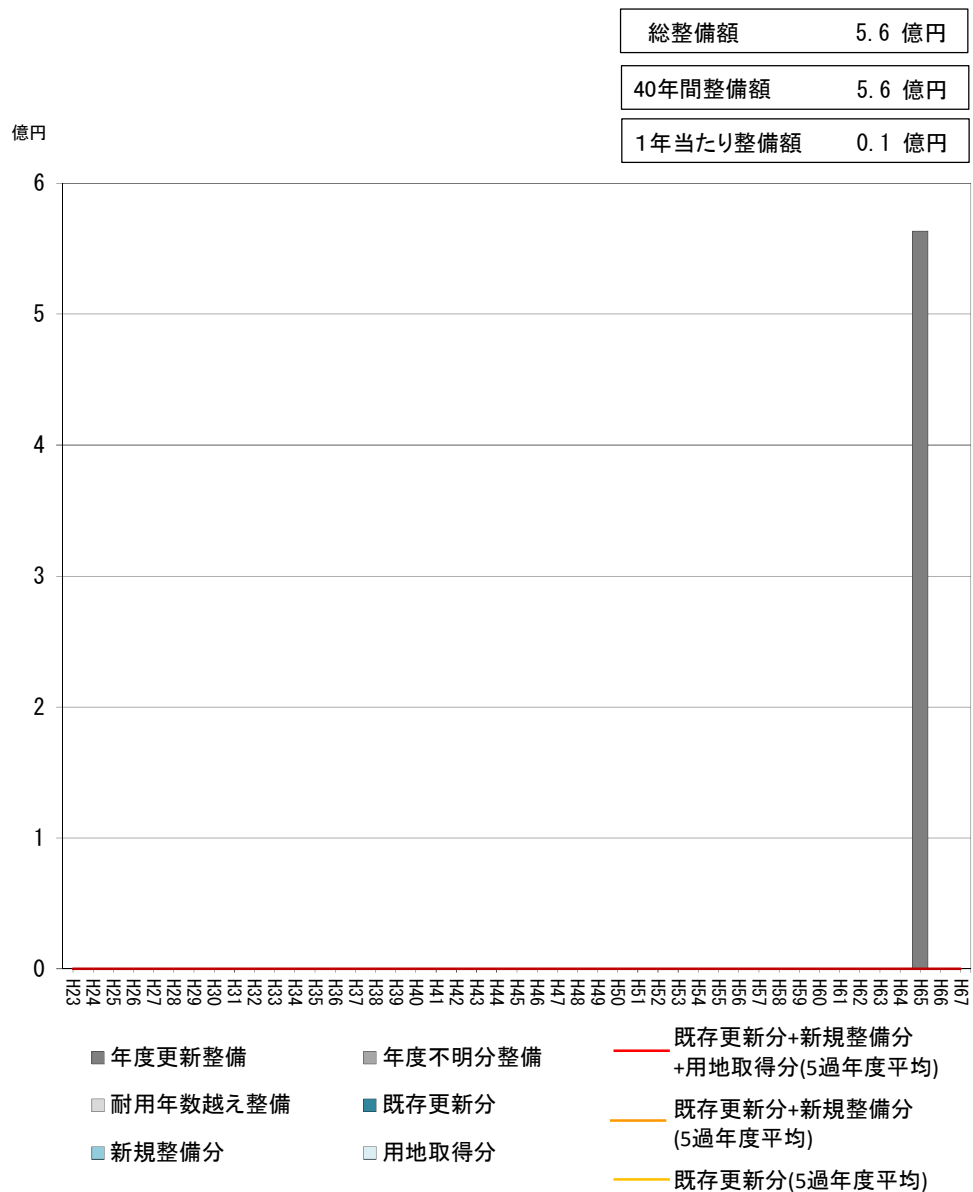


図 27 延長による将来の更新費用の推計(トンネル)

④上水道

上水道の今後40年間に掛かる更新費用総額は92.8億円で、1年あたりの整備額は2.3億円となります。平成30年に大規模な更新が必要になるほか、直近5年の平均投資的経費額に対して、今後は整備費用の大幅な不足が予測されます。

表 19 上水道更新費用一覧

種別		更新年数	更新単価
管渠	導水管・送水管・配水管	40年	84,000円/m
上水道プラント	大規模改修	30年	200,000円/m ²
	建替え	60年	360,000円/m ²

出典：公共施設等更新費用試算ソフト(総務省)

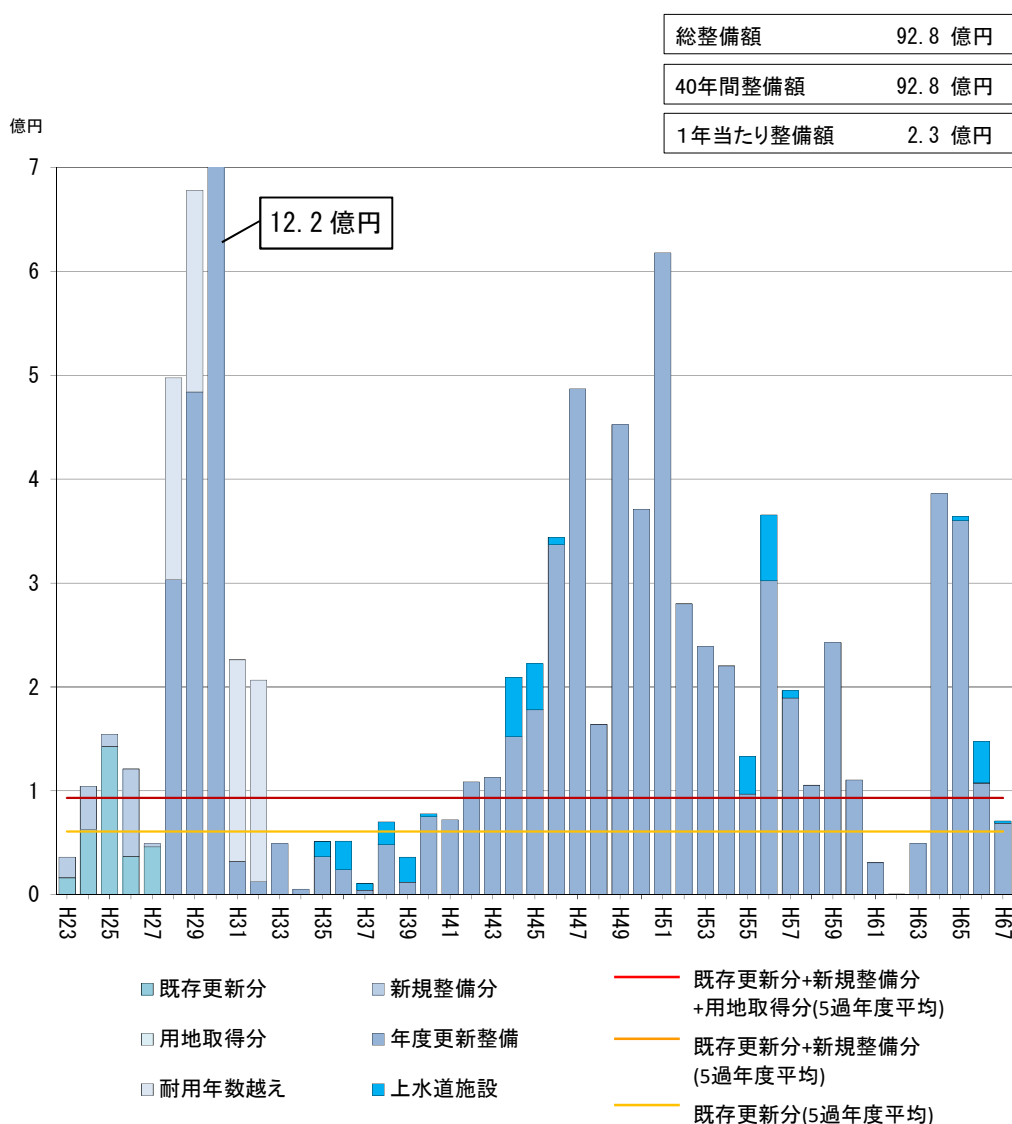


図 28 管径別・年度別延長による将来の更新費用の推計(上水道)

⑤下水道

下水道の今後40年間に掛かる更新費用総額は56.5億円で、1年あたりの整備額は1.4億円となります。直近5年の平均投資的経費額に対して、更新費の比率は高くありませんが、今後も管渠の新規整備による経費の増加が見込まれます。

表20 下水道(管渠)更新費用一覧

種別		更新年数	更新単価
管渠	250 mm以下	50年	99,900 円/m
	251～500 mm	50年	116,400 円/m
	501～1,000 mm	50年	180,200 円/m
	1,001～2,000 mm	50年	589,000 円/m
	2,001～3,000 mm	50年	1,507,000 円/m
下水道プラント	大規模改修	30年	200,000 円/m ²
	建替え	60年	360,000 円/m ²

出典：公共施設等更新費用試算ソフト(総務省)

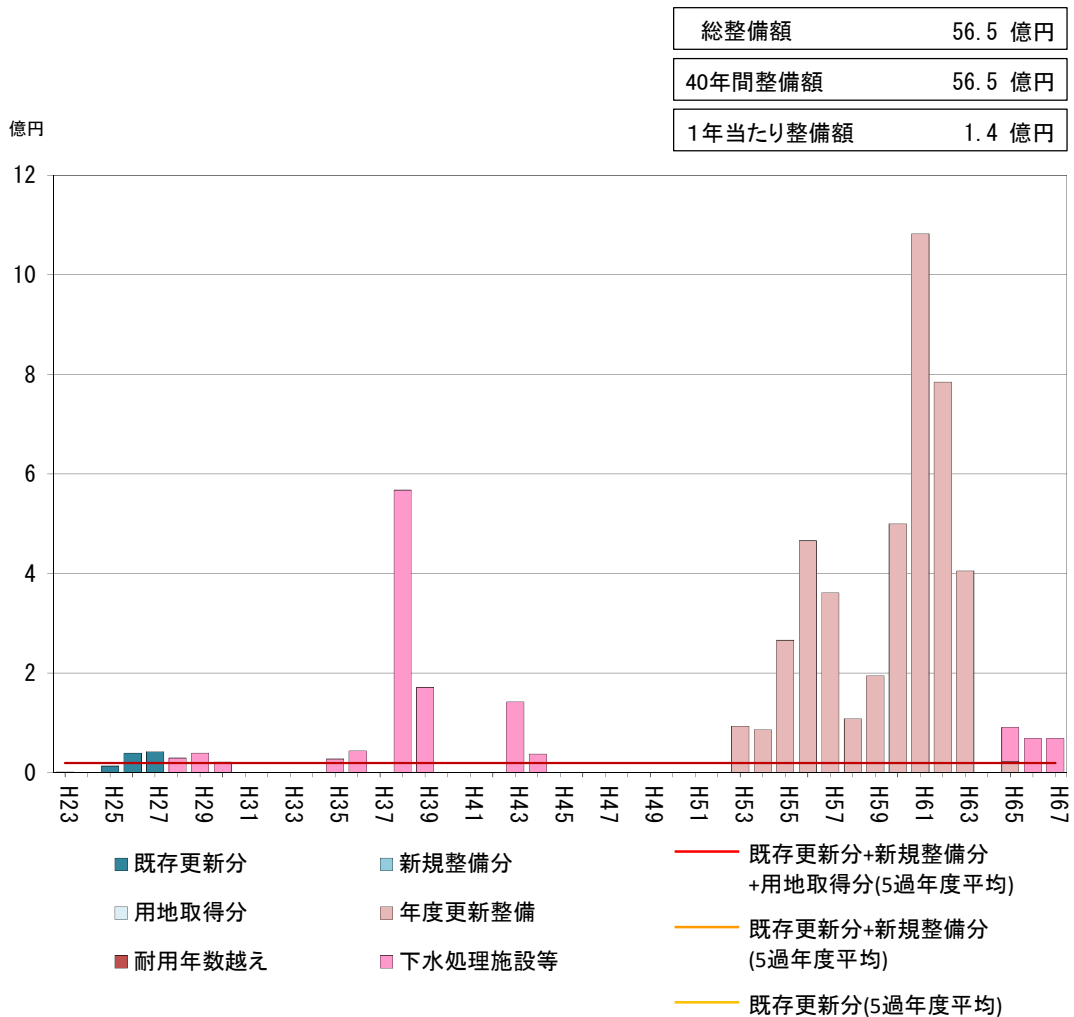


図29 管径別・年度別延長による将来の更新費用の推計(下水道)

⑥情報通信(防災無線子局)

防災無線子局の今後40年間に掛かる費用総額は4.0億円で、1年あたりの整備額は0.1億円となります。子局の耐用年数が10年と短いため、継続的に更新が発生するのが特徴です。今後、定期更新に対する費用の不足が課題となります。

表 21 防災行政無線子局の更新費用一覧

子局	更新年数	更新単価
子局	10年	2,810,000円/基

出典：公共施設等更新費用試算ソフト(総務省)

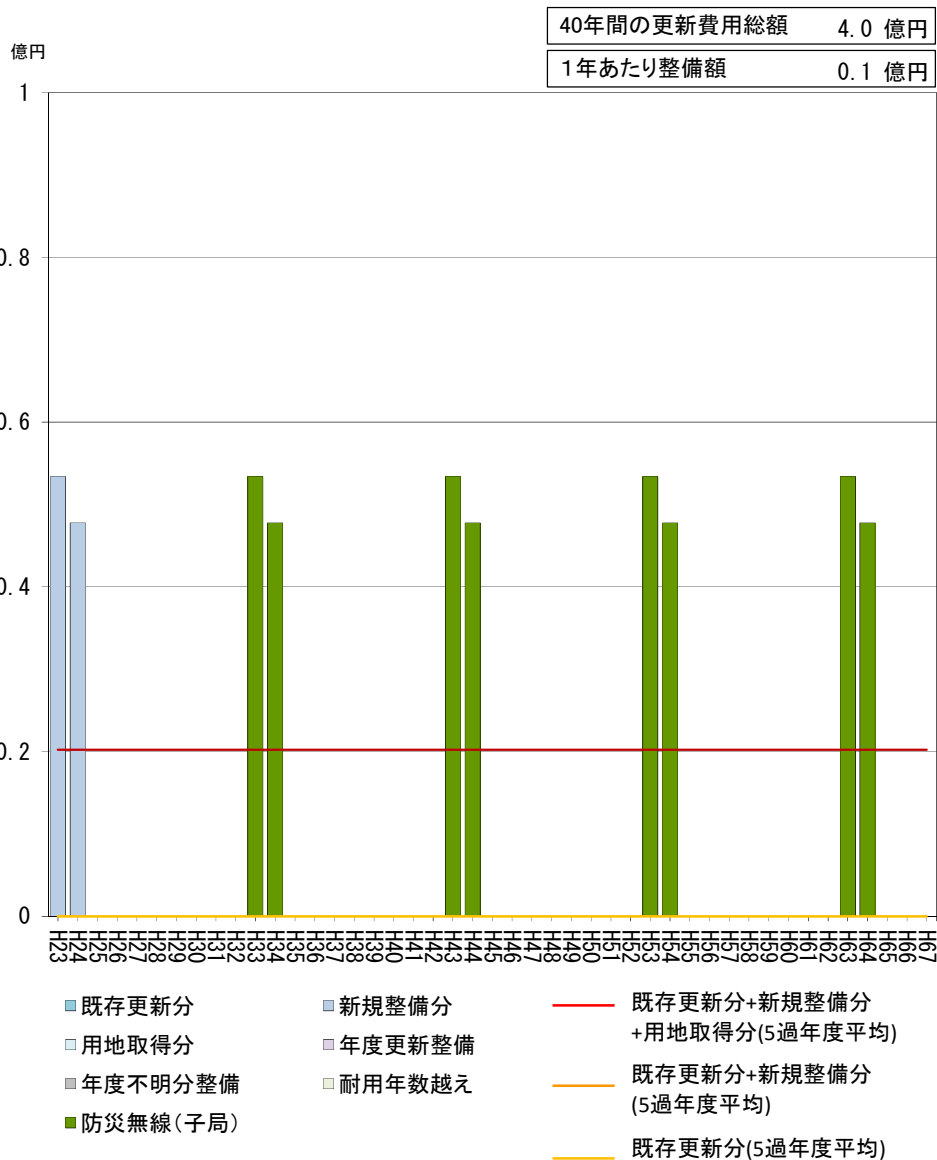


図 30 線種別・年度別延長による将来の更新費用の推計(防災無線子局)

第3章 総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1. 計画期間

本町において建設された公共施設等の数多くがこれから更新時期を迎えることを踏まえ、平成29年度から平成68年度までの40年間の推計結果を踏まえ、平成29年度からの10年間を計画期間とし、以後、継続的な更新を行います。

また、計画期間内であっても社会情勢の変化等により見直しが必要となった場合は、速やかに改定するものとします。

2. 全庁的な取り組み体制の構築及び情報管理・共有方策

公共施設の修繕・更新等に関する情報は、その都度固定資産台帳に反映させる必要があることから各課で実施する取り組みを年度単位で集約する体制を確立します。また、これらの情報から公共施設等総合管理計画の変更、更新等が容易に行えるようにします。

公共施設等総合管理計画の策定後も引き続きプロジェクトチームによる会議を開催し、各課で所管する公共施設ごとの個別施設計画(長寿命化計画等)の策定、実施、進行管理を確実に行うものとします。

3. 現状や課題に関する基本認識

(1) 公共施設等の老朽化対策

本町の公共施設は、昭和41年以降の学校建設に始まり、天領の里や保健福祉総合センターなど、町の特徴を表す施設、町民の暮らしを支える施設を整備してきました。また、道路や橋梁、上下水道などのインフラも順次整備が進められてきました。これらの公共施設等が今後急速に老朽化を迎えることから計画的に修繕を実施するなど、老朽化対策を確実に実施、施設の長寿命化を図ります。

公共施設においては、昭和56年以前の旧耐震基準で建設されたものが全体の34.2%あり、今後、これらの公共施設等の耐震化や修繕等の対策を確実に実施します。

(2) 社会環境の変化、町民ニーズの変化への対応

本町の人口は、平成 27 年度の国勢調査(速報値)で 4,528 人となっており、社人研の推計によると、平成 57 年には 2,456 人程度になるとされています。一方、平成 28 年 2 月に公表された「出雲崎町人口ビジョン」では、出生率の向上及び社会減の減少対策を施すことにより、平成 57 年には 3,000 人程度になると推計しています。

人口減少及び少子化高齢化による影響は、公共施設のニーズにも変化をもたらします。老年人口の割合は今後も上昇するため、老人福祉施設等の需要は増加しますが、その後は老年人口も減少するため、需要もなだらかに減少すると想定されます。一方、年少人口は今後も減少することが予想されるため、学校教育関連施設には余剰が生じます。このように、公共施設の質・量に対する町民ニーズの変化に対して適切に取り組んでいきます。

(3) 限られた財源

昭和 40 年代から順次整備が進められてきた公共施設は、老朽化に伴い、今後一斉に大規模修繕や更新を行う必要性が生じます。人口減少、少子化高齢化社会が到来し、扶助費の増加も見込まれる中、公共施設等については、長寿命化を図るほか、施設の更新にあたっては複合化を検討するなど、厳しい財政状況のもと、計画的かつ効率的な管理を実施し、町民サービスの維持に努めます。

4. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 点検・診断等の実施方針

- ・ 道路法の改定により5年に一度の定期点検の実施が求められることから、橋梁やトンネルのほか、舗装、防護柵などについても社会資本の安全確保のため、点検や健全度の把握を実施します。
- ・ 公共施設やインフラは、予防保全型管理の視点を持って、計画的な点検・診断等を行います。
- ・ 点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、計画見直しへの反映と充実化、維持管理・修繕・更新を含む老朽化対策等への活用を図ります。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・ 施設の重要度や劣化状況並びに橋梁長寿命化修繕計画や林道の橋梁台帳等に基づき長期的な視点で優先度を付け、計画的な維持管理・修繕・更新を行います。
- ・ 少子化、高齢化社会への対応として、施設の更新にあたってはバリアフリーや環境への配慮など、時代の要求に対応した更新を図ります。
- ・ 公共施設の更新にあたっては、機能の複合化や将来にわたる改修の容易性などに配慮します。
- ・ 清掃や塗装の塗り替えなど、日常的な点検を効率的に行い機能低下防止に努めるとともに、本町が自主的に管理することで建物にかかるトータルコストの縮減を図ります。
- ・ 施設の維持管理、運営にあたっては、指定管理者制度などによる積極的な活用を検討します。

(3) 安全確保の実施方針

- ・ 町民の安全を確保する観点から、日常点検、定期点検などを通じて公共施設等の劣化状況を把握するとともに、災害発生時の機能保持のため、安全性の確保に努めます。
- ・ 今後維持していくことが難しい施設については、町民の安全確保の観点から、早期の供用廃止などの措置を適切に取っていきます。

(4) 耐震化の実施方針

- ・ 昭和56年度以前の旧耐震基準に基づき建築された公共施設については、適切な耐震措置を図ると共に統廃合も視野に入れ、耐震化を進めていきます。

(5) 長寿命化の実施方針

- ・ 個別施設のインフラ長寿命化計画の策定を進めていきます。
- ・ 定期的な維持の措置を図ることにより使用見込み期間の延伸が見られる施設については、予防保全型管理を行っていきます。

(6) 統合や廃止の推進方針

- ・ 当該サービスが公共施設等を維持しなければならないものであるか、民間による活用ができないかなど、公共施設等とサービスの関係について十分に留意していきます。
- ・ 公共施設の保有量については、少子化・高齢化、人口減少社会の到来に対応し、需要量の変化に合わせた施設の維持とサービスの最適化を図ります。
- ・ 施設の設置、管理運営にあたっては、指定管理者制度をはじめ、PPP／PFIの積極的な活用を検討します。
- ・ 本町が現在保有する施設全てを維持し続けていくことは財政的にも困難であることから、公共施設等の保有総量の縮減を図る必要があります。(本町の一人当たりの公共施設延床面積 7.9 m²/人、類似団体の一人当たりの公共施設延床面積平均 4.9 m²/人)

(7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- ・ 本計画を確実に実施するために必要となる全庁的な取り組み体制の構築や情報共有方策について、本町の状況を踏まえ方針を策定します。
- ・ 公共施設等総合管理基本方針に基づき公共施設マネジメントの運用を開始し、公共施設等に関する情報を全庁的に一元管理します。
- ・ 公共施設マネジメントは、固定資産台帳とも連携させ、地方公会計制度の財務諸表や財産に関する調書とも整合性を図ることで、一貫した資産データに基づく運用管理を行います。
- ・ 職員一人ひとりが経営観念を持って、公共施設等総合管理基本方針に基づく施設マネジメントを実現するため、研修会などを実施します。

5. フォローアップの実施方針

- ・ 本計画は、5年毎に見直しを行い、計画の進捗や社会情勢の変化などに応じて更新、改定するものとします。
- ・ 本計画を踏まえ策定する各所管課による個別施設計画についても、それぞれの定めるフォローアップの方針にそって計画的な取り組みを実施します。
- ・ 本計画に基づく取り組みや変更等については、議会へ報告するとともに、概要版などを通じて町民への十分な説明を行っていきます。

第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

1. 町民文化系施設

本町には、中央公民館と海岸公民館の2つの公民館があり、町民活動の拠点として利用されている施設です。

また、本町には、八手地区農村環境改善センター（以下、「八手センター」）と西越地区農村環境改善センター（以下、「西越センター」）の2つの農村環境改善センターがあります。

表 22 町民文化系施設一覧

建物名	中分類	敷地面積 (㎡)	総延床面積 (㎡)
中央公民館	集会施設	33,222.60	5,110.40
中央公民館			
車庫			
自転車小屋			
倉庫			
海岸公民館	集会施設	2,125.65	828.67
海岸公民館			
受電設備建屋			
八手地区農村環境改善センター	集会施設	4,339.96	693.54
西越地区農村環境改善センター	集会施設	2,973.14	709.14

①中央公民館、海岸公民館

それぞれの公民館では、地域の子どもから大人まで老若男女問わず、幅広い年齢層の方から学習やサークル活動の場、会議等に利用がみられます。また、両公民館には図書館が併設されており、図書館機能としての役割も果たしています。

②八手地区、西越地区農村環境改善センター

両センターは、農村地域における農業経営の近代化及び生活改善並びに地域住民の福祉の向上とコミュニティの醸成に寄与することを目的としており、農業関係者のみならず文化サークル、スポーツサークル、地域の親睦等、多くの町民の方々から活用されています。

(1) 現状や課題に関する基本認識

①中央公民館、海岸公民館

- ・ 中央公民館は昭和 57 年、海岸公民館は平成 6 年に竣工し、今までも多くの方々から利用されてきました。今後も生涯学習や社会教育のより一層の充実が求められており、その中心となるのが公民館施設です。
- ・ 近年の中央公民館と海岸公民館の利用状況はほぼ横ばいであり、図書館等の利用では増加がみられます。

表 23 公民館等の利用状況(単位：人)

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
中央公民館	13,934	12,204	11,406	12,289	12,031
海岸公民館	2,258	2,939	2,808	2,558	3,118
図書館等	1,985	2,818	2,566	2,684	2,896

出典：第 5 次総合計画後期基本計画



中央公民館

②八手地区農村環境改善センター

- ・ 八手センターは昭和 63 年に竣工し、平成 23～25 年度に屋上防水シート工事の施工等により、適切な維持管理に努めています。また平成 28 年度には、原子力災害に備える放射線防護対策工事の施工により、町の指定避難所として一層の機能強化が図られました。



八手地区農村環境改善センター

③西越地区農村環境改善センター

- ・ 西越センターは平成 6 年に竣工し、これまでに大規模な改修工事は実施しておりません。平成 29 年度には、八手センターと同様に原子力災害に備える放射線防護対策工事を予定しています。

表 24 農村環境改善センターの利用状況(単位：人)

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
西越地区農村環境改善センター	13,735	13,610	15,229	14,253	13,973
八手地区農村環境改善センター	7,965	7,569	7,582	8,484	7,507



西越地区農村環境改善センター

(2) 管理に関する基本的な考え方

①中央公民館、海岸公民館

- ・ これからも、町民のニーズに応じた幅広い事業展開で内容の充実を図り、施設管理においては、適切に維持管理し老朽化する施設の長寿命化と機能強化を図り、施設の有効活用や町民の利便性の向上に努めていきます。

②八手地区、西越地区農村環境改善センター

- ・ これからも、地域に密着した最も身近な公共施設として、積極的な利活用を推進し、適切な施設維持管理の下、老朽化する施設の長寿命化と機能強化を図ります。

2. 社会教育系施設

本町の社会教育系施設は、主に出雲崎町で生まれた良寛に関する施設となっています。

良寛記念館は財団法人として昭和40年に開館し、その後平成24年度に町に移管。多くの観光客等が訪れる町の重要な観光施設となっています。

また、優美な回廊からなる和風建築が貴重であることから、完成から半世紀を経た平成28年には国の登録有形文化財に認定されました。

表 25 社会教育系施設一覧

建物名	中分類	敷地面積 (㎡)	総延床面積 (㎡)
良寛堂	博物館等	1,169.00	40.04
良寛堂・堂守			
良寛堂・物置			
公衆便所			
良寛記念館	博物館等	1,847.97	312.11
出雲崎石油記念館	博物館等	4,689.19	320.13
代官稲荷神社	博物館等	219.00	13.24

(1) 現状や課題に関する基本認識

① 良寛堂

- 良寛堂は、良寛の生家橘屋の屋敷跡に良寛の遺徳を顕彰し良寛を偲ぶために、郷土史家佐藤耐雪が発案し、安田鞞彦画伯が設計、大正11年9月に竣工しました。その後耐雪氏から出雲崎町に寄贈されました。ゆったりとした建物は素朴で心豊かな良寛のイメージを活かしています。良寛の母の国佐渡ヶ島を背景に日本海に浮かんで見えるように設計されている浮見堂であり、この優美な建物は町のシンボリックな存在となっています。



良寛堂

②良寛記念館

- ・ 良寛記念館は平成 25 年に財団法人から町へ運営が移管され、地域の貴重な歴史的・文化的な財産であることを再認識し、良寛生誕の地としての地域の誇りとするとともに、次世代へも確実に引き継いでいくため、良寛に関する資料の収集、保管および展示をし、博物館としての機能充実に努めています。
- ・ 良寛記念館は長引く景気の低迷や大型観光バスによる団体観光客の減少等の理由から入館者数は年々減少傾向にあります。それに伴い入館料、物品の売上収入も減少している状況です。

表 26 良寛記念館入館者数(単位：人)

施設名	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
良寛記念館	14,186	15,125	13,249	11,522	11,331



良寛記念館

(2) 管理に関する基本的な考え方

① 良寛堂

- ・ 本町の社会教育系施設として、良寛堂は重要な観光拠点であるほか、地域の歴史や風土などを学ぶ施設として重要な位置付けとなっており、引き続き適切な管理を行っていきます。

② 良寛記念館

- ・ 良寛記念館においては、さらなる利用者の利便性向上のためハード・ソフト両面から整備を進めます。ハード面においては、入館者の利便性向上のため庭園のスロープや入館者用トイレの整備、良寛と夕日の丘公園(新潟県景勝百選一位当選の地)の景観整備等を行います。また、長年の経年劣化等に備え、段階的に施設の改修や修繕を行い、長寿命化を図ります。ソフト面においては、地方創生推進交付金を利用し、県内外で良寛フェアの開催、誘客体制の強化等を行っていきます。
- ・ このような取り組みにより、良寛を敬慕する観光客だけでなく、老若男女問わず県内外の観光客を積極的に誘客し、入館者数の増大に努めていきます。

3. スポーツ・レクリエーション系施設

本町のスポーツ・レクリエーション施設は、運動施設では主に町民体育館や屋内ゲートボール場・柔道場・町民プールからなる複合施設、観光施設では主に天領の里や北国街道妻入り会館などがあります。

表 27 スポーツ・レクリエーション系施設一覧

建物名	中分類	敷地面積 (㎡)	総延床面積 (㎡)
町民体育館	スポーツ施設	33,222.6	2,862.83
町民体育館			
町民体育館 渡り廊下			
テニスコート管理棟			
文化・スポーツふれあいの広場	スポーツ施設	7,321.95	1,772.26
町民プール管理棟			
柔道・ゲートボール場棟			
屋内ゲートボール場増設			
喫煙所			
自転車小屋			
旧出雲崎小学校屋内運動場	スポーツ施設	-	891.00
立石ゲートボール場便所	スポーツ施設	671.72	1.00
休憩所心月輪	レク・観光施設	618.18	430.58
休憩所心月輪			
物置			
公衆便所			
ホッと情報館陽だまり	レク・観光施設	92.08	127.51
北国街道妻入り会館	レク・観光施設	429.74	232.65
天領の里	レク・観光施設	4,689.19	2,275.32
時代館			
物産館			
レストラン			
第1駐車場公衆便所			
第3駐車場公衆便所			
車庫兼物置			

(1) 現状や課題に関する基本認識

① 町民体育館

- 町民体育館は昭和 60 年の開館以来、町のスポーツ振興の中心として位置付けられ、主に屋内スポーツを行うことができる施設です。バレーボール 3 面、バスケットボール 2 面、バドミントン 6 面を有するアリーナと周囲に設置された走路、トレーニングルームなどを利用することができ、町民の福利厚生の上昇に役立っています。
- 町民体育館は平成 22 年にトレーニングルームをリニューアルし、充実した器具と環境で、町内外問わず多くの利用者が体力づくりに励んでいます。利用者は増加傾向にあり、平成 27 年にはランニングマシンを 1 台追加するなど町民のニーズに沿った運営を行っています。しかし、施設の老朽化が進み、雨漏りの発生や設備の劣化に伴う修繕が続いています。

表 28 町民体育館の利用者数(単位：人)

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
32,888	31,946	35,533	40,088	42,011



町民体育館

②町民野球場

- ・ 町民野球場は平成3年に供用を開始し、主に野球をするための施設として小学生から社会人まで幅広く利用されています。センター115m、両翼90mの広さを持ち、屋根付きのベンチと水はけの良さで多少の降雨でも利用することができます。
- ・ 町民野球場は当初は硬式軟式兼用の球場でしたが、施設保護の観点から現在では軟式専用の球場となっています。ナイター設備があることにより社会人など平日夜間の利用ニーズにも応えることができ、多い時は週5日間のナイター利用があります。しかしながら、ハード面についてはバックスクリーン側に設置されている大型得点板とSBOカウンターは老朽化のため現在は使用できません。グラウンドは毎年整備を行っているためコンディションを保っていますが、防球ネットやベンチ、照明塔などの付帯設備は引き続き修繕が必要になることが予想されます。

表 29 町民野球場の利用者数(単位：人)

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
5,226	5,409	4,946	5,062	4,431



町民野球場

③テニスコート

- ・ テニスコートは昭和59年に供用を開始し、主に硬式テニスをするための施設として町民に親しまれてきました。全天候型のハードコートと、さらにはナイター設備を有し、町民のレクリエーションのみならず、県外からの合宿などによる利用も多く見られました。
- ・ 平成29年度には多目的運動場としてフットサル機能等も有した複合型のスポーツ施設となり、新たに生まれ変わります。

表 30 テニスコートの利用者数(単位：人)

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
485	517	569	551	644

④屋内ゲートボール場

- ・ 屋内ゲートボール場は当初1面しかありませんでしたが、練習時の待ち時間や大会運営上の時間的制約の改善のため平成13年度に増設工事を行い、2面のゲートボール場となりました。平日昼間の利用率は体育施設の中で最も高く、近隣市町村を招いての大会の開催など、天候に左右されないゲートボール場として大いに利用されています。

⑤柔道場

- ・ 柔道場は試合場1面分の施設で屋内ゲートボール場と隣接しています。主に柔道を行っていますが、格闘技全般で利用することができます。現在旧三島郡において柔道教室は本町にしかないため子どもたちの教育の場としても重要な施設となっています。

⑥町民プール

- ・ 町民プールは25mプールとプレイプールを有するレジャー施設であり、屋内ゲートボール場、柔道場と渡り廊下で繋がっています。施設内にはウォーターライダーもあり、最盛期には行列ができるほど人気があります。手ごろな入場料と設備の充実さから近隣市町村からも多くの利用者が訪れています。7月中旬から8月末まで毎日営業し、臨時職員を短期雇用して管理運営にあたっています。また、中学校の水泳授業でも利用されており、教育的な観点からも重要な施設となっています。

表 31 ふれあいの広場の利用者数(単位：人)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
屋内ゲートボール場	4,723	5,377	6,326	7,035	6,137
柔道場	1,579	1,212	1,388	748	698
町民プール	3,858	4,298	3,941	3,393	4,095



町民プール

⑦休憩所心月輪

- ・ 休憩所心月輪は、昭和 56 年に完成し、良寛記念館に隣接する休憩所として飲食サービスの提供等を行う施設であり、良寛記念館の来館者や地域住民の憩いの場として活用されています。良寛記念館及び良寛と夕日の丘公園（新潟県景勝百選一位当選の地）と一体となって本町の観光振興の一翼を担っています。
- ・ 休憩所心月輪は、平成 18 年度から指定管理者制度へ移行しており、利用者へのサービス向上を図りながら運営を進めてきました。しかし、ハード面では木造の建物が築 30 年以上経過しており、老朽化が進行していることで、2 階部分等有効に利用できない箇所があり、利用者満足度の向上に繋がらない現状もあります。また、ソフト面においては旅行形態の多様化による国内団体旅行の低迷が叫ばれ久しく、当施設の利用者数も減少傾向にあります。

表 32 休憩所心月輪入館者数(単位：人)

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
7,199	6,925	3,196



休憩所心月輪

⑧ホッと情報館陽だまり

- ・ ホッと情報館陽だまりは、新潟県森林整備加速化・林業再生事業補助金を活用し、平成26年度に建設された観光振興及び地域振興を目的とした施設です。
- ・ ホッと情報館陽だまりは平成27年4月の開館以来、地域住民や地元高校生、県内外の観光客等多くの方に来館していただき、観光情報の入手や公共交通機関の待合場所、地域住民の寄合といった様々な目的に利用されています。開館後も電動自転車のレンタサイクルや公衆無線LANのフリースポット設置など施設機能の向上を順次行い、来館者の利便性向上に努めています。



ホッと情報館陽だまり

⑨北国街道妻入り会館

- ・ 北国街道妻入り会館は、出雲崎が江戸幕府直轄の地、「天領」であった時代から受け継がれてきた伝統的な町屋「妻入り」の間取りを再現した観光交流施設です。館内では妻入りの建築様式及び出雲崎の観光名所の説明等を聞くことができ、観光や散策時の休憩所として利用できます。
- ・ 平成 18 年 12 月に竣工した妻入り会館は、平成 20 年 4 月から特定非営利活動法人を指定管理者として、海岸地区の観光拠点施設の重責を担い、利用者のサービス向上を図りながら管理・運営を進めてきました。開館後は、景気低迷等の厳しい状況の中、平成 25 年度までは年々入館者も増え、安定した管理・運営を図ってきました。特色あるイベントの開催や町の観光紹介等、歴史的な背景を演出した中で入館者からも好評を得てきたところです。しかし、平成 26 年度、平成 27 年度と連続して入館者が減少し、特に平成 27 年度は大幅に減少しました。今まで以上に観光動向やニーズを踏まえて利用者の利便性向上のため、より一層の奮起が期待されています。さらには、妻入り会館と隣接する旧妻又邸を中心とした海岸地区の街並活性化も早期に期待されています。

表 33 妻入り会館入館者数(単位：人)

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
6,730	6,780	7,069	7,011	5,734



北国街道妻入り会館

⑩天領の里

- ・ 天領の里は平成6年度から運営を開始しており、江戸時代に幕府直轄の地、「天領」として栄えた出雲崎の時代背景を再現した「天領出雲崎時代館」、そして本館に併設する「出雲崎石油記念館」、出雲崎及び新潟の物産を販売する「物産館」、旬の海の幸を提供するレストラン「陣や」、イベントも行える野外広場「日本海夕日公園」、観光スポットの「夕風の橋」等を整備した本町の一大観光拠点となっています。
- ・ 天領の里は道の駅として多くの観光客等に利用されており、町の代表的な観光施設となっています。平成19年からは指定管理者制度に移行し、民間企業のノウハウを活用した経営の効率化を進めてきましたが、長きにわたる景気の低迷による観光消費の落ち込みや団体旅行から個人旅行への旅行形態の変化等により、年々利用者数は減少している傾向にあります。また、運営開始から20年が経過しており、強風や塩害の影響による館内の雨漏りをはじめ、老朽化に伴う構造物被害が深刻化しており、開館当初から大幅なリニューアルを行っていない時代館・出雲崎石油記念館の展示物についても顧客満足度の向上や佐渡金銀山との関わりをPRし、観光客数の増加を図るうえで、展示替えの必要性が高まっています。

表 34 天領の里入館者数(単位：人)

施設名	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度
時代館・出雲崎石油記念館	16,785	16,266	16,971	13,769	12,955
物産館	59,868	61,411	53,118	51,851	53,224
レストラン	37,271	40,195	39,287	40,129	40,190



天領の里

(2) 管理に関する基本的な考え方

①町民体育館

- ・ 町民体育館は段階的な改修により施設の長寿命化を図っていくとともに、今後も町民の体力づくりをサポートする事業を展開していく中で、利用者が安全かつ安心して利用できる環境整備、利便性の高い施設運営を推進していきます。

②町民野球場

- ・ 町民野球場は、本町初のプロ野球選手の誕生により野球への町民の関心が高まっている中、今後も設備の改修を段階的に行い、施設の長寿命化を図るとともに、利用者の安全を確保しプレーに専念できるような環境を整え、利用人数の増加・競技力の向上に努めていきます。

③テニスコート

- ・ 今後は出雲崎「子は宝」多世代交流館の建設場所として現在のテニスコートのうち2面分を廃止することとしました。残り2面分を平成29年度に隣接する相撲場の敷地と統合し、表面を砂入り人工芝に変更してテニス以外のスポーツやレクリエーションにも利用できる多目的運動場を整備します。砂入り人工芝は維持管理がハードコートに比べても簡便であり、ソフトテニスやフットサルとの共有もできるため、幅広い層での利用が見込めます。
- ・ テニスコート改修後は、町における新たなスポーツ拠点として町民へのテニスの普及を図るとともに、サッカー教室やレクリエーション活動など多目的施設として機能を十分生かし、施設の稼働率向上に努めていきます。

④文化・スポーツふれあいの広場(屋内ゲートボール場・柔道場・町民プール)

- ・ 文化・スポーツふれあいの広場の体育施設は、他の施設と同様に経年劣化や塩害による腐食により外壁や設備の修繕が続いています。特にプレイプール内のプレイシステムは海外製ということもあり修繕に多大な費用が必要となるため、本来の水準に回復させるためには根本的な改修が必要となります。今後も段階的な施設の改修を行い、長寿命化を図ることで利用者の安全の確保、利便性の向上に努めていきます。

⑤休憩所心月輪

- ・ 休憩所心月輪ではハード・ソフト両面における内容の充実が必要であると考えられます。ハード面においては、機能向上や景観維持を目的とした施設修繕を順次行い、利用者の顧客満足度向上を目指しながら、良寛を敬慕する観光客だけでなく、様々なニーズに応えられる施設運営を展開していきます。ソフト面においても、日本海・佐渡を眺める絶好のロケーションを活かし、より多くの利用者に安らぎを提供できるようにフード・ドリンクメニューの充実を図りながら、様々なシーンで利用していただける施設として積極的なPRを行っていきます。

⑥ホッと情報館陽だまり

- ・ ホッと情報館陽だまりは、町の情報発信拠点として観光交流人口の増加に向けて、より一層のPRを行いながら観光情報の充実を図り、観光客の利便性を高めていきます。具体的には、レンタサイクルによる町内観光周遊ルートを提供や陽だまり館内での定期的なイベントの開催、文化サークル等の作品展示等を実施することで、陽だまり館そのものの魅力を高めながら、観光振興に資する施設を目指します。
- ・ 出雲崎駅前に立地する陽だまり館に観光客や地元住民、学生といった老若男女を問わない様々な方が集うことで、直接的な駅前地区の活性化に繋がりを、結果として町全体の交流人口の増大に発展すると考えられます。今後も社会全体での観光動向やニーズを踏まえながら、利用者の増大に努めていきます。

⑦北国街道妻入り会館

- ・ 建物の維持管理においては、海岸地区に立地しているため、塩害により屋根や外壁等の劣化が進み、数年後には改修や修繕が予想されています。
- ・ 今後は、妻入り会館をソフト・ハード両面から整備し、並行して旧津又邸の活用計画も視野に入れた中で海岸地区や町全体の交流人口の増大と活性化に繋げるように努めていきます。

⑧天領の里

- ・ 天領の里は、今後の施設運営の方針として、ハード面においては運営基金を活用した施設修繕を段階的に行いながら、世界遺産登録を目指す佐渡金銀山とその金銀の荷揚を行っていた本町の関係性を伝えられる展示への転換を図り、より幅広い利用者が訪れる施設を目指します。ソフト面においては観光拠点としての機能を有する施設としての環境を最大限に活用し、観光イベント等顧客満足度の高い催しを行うことで利用者数の増加を図ります。
- ・ 本町の歴史・文化・食などの魅力を効果的に発信し、ひいては定住人口の拡大に繋げられるよう観光面における総合的な取り組みを実践していきます。
- ・ このような取り組みにより、県内外の観光客への積極的なアピールを行いながら観光交流人口の増大を図ります。目標として、平成26年に258,280人となっている観光交流人口を平成31年には284,000人(5年で10%増)まで引き上げるために諸施策を進めていきます。

4. 学校教育系施設

本町の学校教育系施設は、出雲崎小学校と出雲崎中学校とそれらに関する施設になります。

表 35 学校教育系施設一覧

建物名	中分類	敷地面積 (㎡)	総延床面積 (㎡)
出雲崎小学校	学校	14,254.48	4,550.10
校舎棟			
体育館棟			
渡廊下			
特別教室棟			
自転車小屋			
物置			
用具保管庫			
プール管理棟			
出雲崎中学校	学校	35,178.13	4,881.68
校舎棟①			
校舎棟②			
渡廊下			
体育館棟			
部室棟			
給食室			
技術室棟			
給食物資格納庫			
吹抜渡廊下			
用具保管庫			

(1) 現状や課題に関する基本認識

① 出雲崎小学校、出雲崎中学校

- ・ 小中学校については昭和 49 年度に出雲崎中学校が、昭和 53 年度には西越小学校がいずれも統合校舎として整備され、危険校舎の解消が図られました。その後、平成 12 年 4 月に西越小学校と出雲崎小学校が統合され、教育と施設の両面の充実が図られました。
- ・ 本町には現在小学校 1 校、中学校 1 校があり、さらに、平成 14 年度に単位制に生まれ変わった県立出雲崎高等学校があります。

- ・ 東日本大震災を踏まえて、小学校・中学校の施設は平成 26 年度から平成 27 年度にかけて小学校・中学校両体育館の照明等落下防止工事が完了し、耐震対策による機能強化が図られています。
- ・ 表 36 には出雲崎小学校、出雲崎中学校の生徒数と学級数を示しています。小学校、中学校のどちらも学級数は増加していますが、生徒数は減少を続けていることが分かります。

表 36 小・中学校生徒数と学級数(5月1日現在 単位：学級・人)

区分	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度	
	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数
出雲崎小学校	8	198	9	199	9	192	9	188	9	181
出雲崎中学校	4	116	4	101	4	95	5	93	5	94

出典：第 5 次総合計画後期基本計画



出雲崎小学校



出雲崎中学校

(2) 管理に関する基本的な考え方

① 出雲崎小学校、出雲崎中学校

- ・平成28年度に中学校校舎棟・体育館外壁等改修工事を実施しました。今後は、小学校体育館外壁・屋根改修の計画があります。
- ・近年の地球温暖化の影響による熱中症対策として平成29年度から平成30年度に小学校・中学校教室の冷房設備を設置する計画があります。
- ・各学校施設の耐震化については、表37のとおりすでに終了しています。

表 37 学校施設の耐震化状況

【出雲崎町立出雲崎小学校】

建築区分	構造	建築年	面積 m ²	診断年度	IS 値	補強工事
校舎	R	S53	2,875	H17	0.57 > 0.752	H19 完了
体育館	S	S53	990	H17	0.137 > 0.82	H19 完了

【出雲崎町立出雲崎中学校】

建築区分	構造	建築年	面積 m ²	診断年度	IS 値	補強工事
校舎	R	S49	3,423	H16	0.46 > 0.79	H18 完了
体育館	S	S49	1,026	H16	0.25 > 0.77	H18 完了
	R	S49	95	H16	0.25 > 0.77	H18 完了

構造：「R」鉄筋コンクリート造、「S」鉄骨その他造

IS 値：建築物の耐震性能を判断するための数値(構造耐震指標)で、国土交通省では、0.6以上、文部科学省では、0.7以上が望ましいとしています。

出典：出雲崎町ホームページ

5. 保健・福祉系施設

本町の保健・福祉施設は、社会福祉施設のふれあいの里と、旧出雲崎小学校を改修した障害福祉施設があります。

表 38 保健・福祉施設一覧

建物名	中分類	敷地面積 (㎡)	総延床面積 (㎡)
出雲崎町保健福祉総合センター 「ふれあいの里」	社会福祉施設	13,889.28	2,532.38
ふれあいの里			
喫煙所			
旧出雲崎小学校	障害福祉施設	6,477.00	3,045.60
校舎棟 1			
校舎棟 2			
校舎棟 3			

①出雲崎町保健福祉総合センター「ふれあいの里」

- 出雲崎町保健福祉総合センター「ふれあいの里」は、大浴場、休憩用の大広間があり多くの方々に利用されているとともに、ホールでは各種イベントが開催されています。また、地域包括支援センターとデイサービスセンターが併設されています。

②旧出雲崎小学校

- 旧出雲崎小学校は、障害者支援施設「ふれ愛サポートセンターいずもぎき」として、障害者の方々が受託品の作製などを行い日中活動の場として利用しています。また、併設されている「相談支援センターハーモニー」では、困りごとの相談をはじめとした様々な障害者支援の場として活用されています。

(1) 現状や課題に関する基本認識

① 出雲崎町保健福祉総合センター「ふれあいの里」

- ・ 高齢化社会に即応した社会福祉施設として、整備が進められてきた保健福祉総合センター「ふれあいの里」は平成9年に完成しました。この施設は、保健・福祉センター、地域包括支援センター、デイサービスセンター等の機能を有し、地域の保健や福祉などを総合的に行い、いこい・生きがい・ボランティア活動の拠点として町民の健康維持に役立っています。



ふれあいの里

(2) 管理に関する基本的な考え方

①出雲崎町保健福祉総合センター「ふれあいの里」

- ・ 保健福祉活動の拠点となる出雲崎町保健福祉総合センター「ふれあいの里」の有効活用と利用促進を図ります。
- ・ 「ふれあいの里」は今後とも、本町における保健健康を担う中心的な施設として町民のニーズに即した活動を展開し、町民に愛される施設として今後とも、町内外からの利用者拡充に努めていきます。

表 39 ふれあいの里利用者数(単位：人)

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年	平成 26 年度	平成 27 年度
16,475	19,829	20,059	21,066	21,982

②旧出雲崎小学校

- ・ 日中活動や就労の場を充実させ、障害者が生きがいを持って生活できる環境を整備します。
- ・ 「ふれ愛サポートセンターいずもぎき」を拠点とした障害福祉サービスの充実、居住の場となるグループホーム、ケアホームの更なる設置、様々な活動機会の提供や社会との交流促進等を目的とした地域活動支援センターの設置、福祉サービスを提供するためのヘルパーの確保などを図っていきます。

表 40 ふれ愛サポートセンターいずもぎきの利用者数(平成 29 年 1 月作成 単位：人)

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年	平成 26 年度	平成 27 年度
311	371	370	372	393

6. 行政系施設

本町の行政系施設は、出雲崎町役場と庁舎に関連する施設のほか、消防小屋や地区コミュニティ消防センターなどの消防に関する施設になります。

表 41 行政系施設一覧

建物名	中分類	敷地面積 (㎡)	総延床面積 (㎡)
出雲崎町役場	庁舎等	4,671.86	1,796.88
出雲崎町役場庁舎			
庁舎多目的棟			
庁舎車庫棟			
ボンベ置場	その他行政系施設		
庁舎喫煙所			
1-1 消防小屋	消防施設	39.25	19.87
1-2 消防小屋	消防施設	40.55	40.55
2-1 消防小屋	消防施設	19.87	19.87
2-2 消防小屋	消防施設	50.25	19.87
3-1 消防小屋	消防施設	112.03	55.89
3-2 消防小屋	消防施設	19.87	19.87
3-3 消防小屋	消防施設	19.87	19.87
4-1 消防小屋	消防施設	19.87	19.87
4-2 消防小屋	消防施設	54.01	19.87
4-3 消防小屋	消防施設	37.26	37.26
井鼻地区コミュニティ 消防センター	その他行政系施設	189.62	189.62
藤巻地区コミュニティ 消防センター	その他行政系施設	446.00	189.62
川東地区コミュニティ 消防センター	その他行政系施設	172.05	172.24
柏崎市消防署出雲崎分遣所	消防施設	515.61	566.02

①出雲崎町役場

- 出雲崎町役場では、一般事務職 58 名、保健師 4 名、技能労務士 4 名の計 66 名(平成 27 年 4 月 1 日現在)で町政の運営を行っています。

②地区コミュニティ消防センター

- 地区コミュニティ消防センターは、地域振興と地域住民の連帯意識を高めるためのコミュニティ施設としての役割とともに、防災活動に使用することのできる防災資機材の備蓄施設としても機能しています。

(1) 現状や課題に関する基本認識

①出雲崎町役場

- ・本町の行政系施設には、町役場と消防関係の施設があります。町役場は耐震改修も完了し、引き続き行政拠点としての機能強化を図っていきます。

②消防小屋

- ・町内各地の消防小屋については、機能維持を図りつつ、必要な更新・修繕等を行っていきます。

③柏崎市消防署出雲崎分遣所

- ・分遣所が新しく整備され、町の消防機能強化に資する施設として運用されています。



柏崎市消防署出雲崎分遣所

(2) 管理に関する基本的な考え方

①出雲崎町役場

- ・町役場は、災害時における災害警戒本部及び対策本部が設置される防災上重要な公共建築物です。さらに町民の安全安心を確保するための防災機能の強化を図る中で、今後も町政運営を推進していくために、適切な維持管理を行っていきます。

②消防小屋、地区コミュニティ消防センター

- ・消防小屋や避難収容施設としての地区消防センターは、非常時に適切に機能するために引き続き更新・管理を行っていきます。
- ・迅速、効率かつ組織的な消防活動の実施のため、詰所、資機材格納庫、通信設備、消防防災資機材及び消防ポンプ自動車等を整備、更新するなど今後とも機能強化を図っていきます。

7. 公営住宅

本町の公営住宅は、申込者と同居者の収入合計に応じて入居ができる「町営住宅Aタイプ」、「特定公共賃貸住宅」と、若者・子育て世帯向けの石井町住宅やひまわりハウスを含む「町営住宅Bタイプ」の3タイプがあります。

表 42 公営住宅一覧

建物名	中分類	敷地面積 (㎡)	総延床面積 (㎡)
大門第1住宅(1-20号)	公営住宅	3,325.47	1,304.88
大門第1住宅 1号			
大門第1住宅 2号			
大門第1住宅 3号			
大門第1住宅 4号			
大門第1住宅 5号			
大門第1住宅 6号			
大門第1住宅 7号			
大門第1住宅 8号			
大門第1住宅 9号			
大門第1住宅 10号			
大門第1住宅 11号			
大門第1住宅 12号			
大門第1住宅 13号			
大門第1住宅 14号			
大門第1住宅 15号			
大門第1住宅 16号			
大門第1住宅 17号			
大門第1住宅 18号			
大門第1住宅 19号			
大門第1住宅 20号			
小木住宅	公営住宅	1,026.45	264.96
小木住宅 21号			
小木住宅 22号			
小木住宅 23号			
小木住宅 24号			
米田住宅	公営住宅	2,731.83	536.56
米田住宅 25号			
米田住宅 26号			
米田住宅 27号			
米田住宅 28号			
米田住宅 29号			
米田住宅 30号			
米田住宅 31号			
米田住宅 32号			

建物名	中分類	敷地面積 (㎡)	総延床面積 (㎡)
大門第1住宅(33-36号他)	公営住宅	502.78	421.84
大門第1住宅(33-34号2戸長屋建)			
大門第1住宅 35号			
大門第1住宅 36号			
大門第1住宅 B-1			
大門第2住宅	公営住宅	1,085.29	386.12
大門第2住宅(37-39号3戸長屋建)			
大門第2住宅(40-41号2戸長屋建)			
大門第2住宅 B-2号			
羽黒町住宅 B-3号、B-4号 集合	公営住宅	256.17	144.00
石井町住宅	公営住宅	660.23	314.66
石井町住宅 B-5号			
石井町住宅 B-6号			
石井町住宅 B-7号			
石井町住宅 B-8号	公営住宅	269.57	104.34
ひまわりハウス	公営住宅	2,354.04	980.10
特定公共賃貸住宅 川西団地	公営住宅	1,092.58	393.16
特定公共賃貸住宅 川西団地1号			
特定公共賃貸住宅 川西団地2号			
特定公共賃貸住宅 川西団地3号			
特定公共賃貸住宅 川西団地4号			

(1) 現状や課題に関する基本認識

- ・ 現在町内にある公営住宅は、町民の生活に欠かせないものとなっていますが、老朽化が進行している施設も多くあります。
- ・ 公営住宅等の全体の入居率は93.8%(平成28年4月1日時点なのでひまわりハウスは除く)であり、本町における公営住宅の需要が大きいことが分かります。

表 43 公営住宅の棟数及び戸数

住宅名	棟数(棟)	戸数(戸)
大門第1住宅	23	24
小木住宅	4	4
米田住宅	8	8
大門第2住宅	2	5
合計	37	41

表 44 町単独住宅の棟数及び戸数

住宅名	棟数(棟)	戸数(戸)
大門第1住宅	1	1
大門第2住宅	1	1
羽黒町住宅	1	2
石井町住宅	4	4
ひまわりハウス	1	12
合計	8	20

表 45 特定公共賃貸住宅の棟数及び戸数

住宅名	棟数(棟)	戸数(戸)
川西団地	4	4
合計	4	4

表 46 本町の全公営住宅の合計

	棟数(棟)	戸数(戸)
合計	49	65



ひまわりハウス

(2) 管理に関する基本的な考え方

- ・ 定住人口の増加を図るため、民間資本の導入も含め、良質で価格にも配慮した住宅地と公営住宅の供給に努めます。
- ・ 本町が管理する公営住宅のうち、昭和50年代後半に建築された公営住宅から順次耐用年数を迎えつつあり、老朽化も進行しているため、これらの公営住宅については、適切な維持管理を実施し延命化を図り、現入居者や入居希望者に継続して住宅を供給できるように努めます。

8. 公園施設

本町の公園施設は、ほとんどは公園内に設置されている便所が公共施設として管理されている状態であるため、建物総延床面積はどれも小さなものとなっています。

表 47 公園一覧

建物名	中分類	敷地面積 (㎡)	総延床面積 (㎡)
八手児童遊園便所	公園	1,684.32	1.00
石油記念公園 掘削機囲い	公園	1,084.00	33.16
赤坂山公園公衆便所	公園	696.00	1.45
芭蕉園公衆便所	公園	614.87	9.82
尼瀬ポケットパーク公衆便所	公園	284.98	24.84
川西児童遊園便所	公園	1,555.12	1.00

(1) 現状や課題に関する基本認識

- ・ 本町の公園に設置されている公共施設のほとんどは便所となっています。
- ・ 本町には、児童の健全育成を図り、その健康の増進と情操を豊かにすることを目的とした児童遊園が6つ設置されています。

表 48 児童遊園の状況

名称	所在地	土地面積(㎡)
川西児童遊園	出雲崎町大字川西 280-1	1,555.12
八手児童遊園	出雲崎町大字船橋 473-3	1,684.32
藤巻児童遊園	出雲崎町大字藤巻 543-3	871.77
井鼻児童遊園	出雲崎町大字井鼻 676-3	654.00
羽黒町児童遊園	出雲崎町大字住吉町 1-14	637.30
神条児童遊園	出雲崎町大字神条 259-2	1,518.00

出典：第5次総合計画後期基本計画

(2) 管理に関する基本的な考え方

- ・ 公園施設のうち便所は公園利用に欠かせない施設であることから、地元の協力を得つつ、適切な維持管理と更新を行うものとします。
- ・ その他の公園施設については、公園利用の実態や必要性を踏まえ、更新の有無について、公園個別に判断を行います。

9. その他の公共施設

本町のその他の公共施設は、主にバス待合所、教員宿舎、駐輪場、便所、車庫や倉庫となっています。

表 49 その他施設一覧

建物名	中分類	敷地面積 (㎡)	総延床面積 (㎡)
沢田バス待合所	その他	14.90	4.96
神条バス待合所	その他	12.74	9.00
大寺バス待合所	その他	4.96	4.96
乙茂バス待合所	その他	4.97	4.97
良寛堂前バス待合所	その他	2.75	2.75
大門教員宿舎	その他	221.20	124.20
住吉町教員宿舎	その他	59.36	124.20
出雲崎井鼻簡易郵便局	その他	161.09	60.89
旧新津邸	その他	519.90	479.55
旧小林宅	その他	84.05	113.25
旧おかめ宅	その他	182.63	211.39
旧津又邸	その他	196.93	236.57
旧高島宅	その他	280.38	580.05
旧高島宅	その他	224.58	171.82
石井町駐輪場	その他	24.20	24.20
羽黒町駐輪場	その他	18.15	18.15
出雲崎駅駐輪場	その他	52.41	52.41
小木ノ城駅駐輪場 1	その他	19.30	19.30
小木ノ城駅駐輪場 2	その他	15.70	15.70
小木ノ城駅便所	その他	8.00	4.96
井鼻海水浴場公衆便所	その他	2,436.00	5.54
漁港公衆便所	その他	11.97	5.54
出雲崎町林産物等販売所	その他	512.00	26.49
農林産物貯蔵施設	その他	1,693.00	165.15
尼瀬油田 C-2 井戸保存施設	その他	272.53	34.70
八王子倉庫(旧相澤製綿工場)	その他	1,047.10	283.20
港湾倉庫	その他	59.62	59.62
除雪車庫	その他	5,951.77	265.21
除雪車格納庫	その他	513.40	99.37

(1) 現状や課題に関する基本認識

- ・ 本町には、その他にもさまざまな公共施設があり、町民の暮らしを支える役割を担っています。一部には老朽化がみられる施設があり、今後必要に応じて修繕・更新を行っていきます。

(2) 管理に関する基本的な考え方

- ・ バス待合所は、町民の足を確保する観点から引き続き適切な維持管理を行っていきます。
- ・ 教員宿舎は、需要量に応じて必要な整備を行っていきます。

10. 上水道施設

本町の上水道は、主に浄水場が公共施設として管理されています。昭和38年に駅前地区の簡易水道として給水を開始して平成28年4月1日現在では普及率99.3%となっており、簡易水道整備計画により平成34年度には普及率99.5%を目標としています。

表 50 上水道一覧

建物名	中分類	敷地面積 (㎡)	総延床面積 (㎡)
大釜谷浄水場	上水道施設	778.00	72.00
黒崎浄水場	上水道施設	114.96	41.78
新川西浄水場	上水道施設	126.21	16.56
小木浄水場	上水道施設	294.00	58.98
新吉水浄水場	上水道施設	185.11	16.56
上中条浄水場	上水道施設	554.16	84.42
松本浄水場	上水道施設	325.18	69.00
神条1号浄水場	上水道施設	86.00	13.24
神条2号浄水場	上水道施設	206.20	24.75

(1) 現状や課題に関する基本認識

- ・ 上水道(管渠)は、昭和40年代後半以降、断続的に整備が進められおり、耐用年数である40年を迎える施設もみられます。順次、老朽化した施設、管渠の更新を進めていますが、今後、耐用年数を超える管渠が増加することから、老朽化による漏水率の上昇や破損など、維持・更新など費用負担の増加が懸念されます。

表 51 簡易水道の状況(平成27年4月1日現在 単位:人・世帯・㎡)

簡易水道名	当初布設年	計画給水人口	給水区域	人口	給水世帯	水源	配水池(池数)
出雲崎町簡易水道	昭和38年	4,760	全町	4,705	1,734	深井戸 16	1,406 (8)

出典：第5次総合計画後期基本計画

表 52 主要公共施設等の整備状況

区分		昭和 45 年度末	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	平成 26 年度末
市町村道	改良率(%)	0.9	46.8	65.3	78.3	81.6	82.4
	舗装率(%)	1.2	38.0	70.0	83.4	86.8	88.8
水道普及率(%)		50.3	95.4	98.7	99.2	99.3	99.3
水洗化率(%)		—	—	—	75.5	93.8	94.2
人口千人当たり病院、 診療所の病床数(床)		2.2	2.6	3.0	3.2	0	0

出典：出雲崎町過疎地域自立促進計画

(2) 管理に関する基本的な考え方

- ・ 老朽施設の更新にあたっては、機能強化も含め適切な整備を進めます。
- ・ 老朽配水管の布設替えや配水池の改修等、水道施設の整備を進めます。
- ・ 良質な水資源の確保のため、新規井戸水源の整備に努めます。

表 53 簡易水道整備計画

区分	平成 27 年 4 月現在	平成 34 年度計画目標
住民基本台帳人口 A (人)	4,705	4,760
給水人口 B (人)	4,674	4,760
1 日最大給水量 (m ³)	2,247	2,780
1 人 1 日最大給水量 (ℓ)	481	581
1 人 1 日平均給水量 (ℓ)	277	483
普及率 B / A (%)	99.3	99.5

出典：第 5 次総合計画後期基本計画

11. 下水道施設

本町の下水道は、農業集落排水処理場と浄化センターが公共施設として管理されており、久田浄化センターは本町の下水道処理の根幹となっています。

表 54 下水道一覧

建物名	中分類	敷地面積 (㎡)	総延床面積 (㎡)
出雲崎地区農業集落排水処理場	下水道施設	1,843.93	297.07
松本地区農業集落排水処理場	下水道施設	1,603.21	269.84
赤坂山地区農業集落排水処理場	下水道施設	1,980.78	369.09
久田浄化センター	下水道施設	5,173.26	1,712.67

(1) 現状や課題に関する基本認識

- 平成3年度以降、3地区で農業集落排水事業に着手し、平成7年度には2地区で全面供用開始、また、平成9年度から残りの1地区に着手し、平成14年度に全面供用開始され、事業が完了しました。さらに、特定環境保全公共下水道事業も平成5年度から工事を開始し、平成13年度で全面供用開始され、事業完了しています。その他の集合処理に適さない地域については、市町村設置型の戸別合併処理浄化槽整備事業において取り組み、平成8年度から平成15年度の間に、156基を設置しました。

表 55 下水道等の普及状況(4月1日現在 単位:人・%・m³/日)

年度	総人口(A)	処理区人口(B)	普及率(B/A)	処理量	備考
平成27年度	4,705	4,684	99.6	1,276	公共下水道 農業集落排水 合併浄化槽含む

出典：第5次総合計画後期基本計画

(2) 管理に関する基本的な考え方

- ・ 施設の長寿命化により、適正な維持管理と計画的な更新を行うとともに、個々の機器に対して重点整備や修繕を前倒しで行うことにより、耐用年数を超える機器の延命化を図ります。
- ・ 快適な生活環境の保全のため、下水道の水洗化向上に努めます。
- ・ 施設整備が短期間に行われたことにより、集中して機器の更新期を迎えています。各施設の長寿命化計画等による適切な維持管理に努め、必要経費の縮減や投資年度の分散により、使用者の負担増を極力軽減していきます。



久田浄化センター

出雲崎町公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月

発行：出雲崎町役場

〒949-4392

新潟県三島郡出雲崎町大字川西 140 番地

TEL：0258-78-3111
